

第3章 2021(令和3)年度に講じた施策事業【点検・評価シート】

※「決算額」には、立入指導や普及啓発などに係る人件費は含んでいません。

※「連携」の☆の数は、次のとおりです。

☆☆☆☆: 想定以上、☆☆☆: 想定どおり、☆☆: 想定以下(特に改善を要しない)、☆: 想定以下かつ要改善

No.	施策事業名	事業継続性	目的・内容	関連するSDGsゴール	令和3年度決算額(千円)	令和3年度の取組み進捗状況			自己点検・評価課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画の「施策の基本的な方向性」との関係						
						取組指標	実績 (取組指標に対する結果)	評価			中長期的かつ世界的な視野	環境・社会・経済の統合的向上に資する4つの観点			自然資本の強化		
												外部性の内部化	環境効率性の向上	循環リソース・移行リスクへの対応			
I 脱炭素・省エネルギー社会の構築																	
1	気候危機の認識共有の促進	新規	(目的) あらゆる主体に対して気候危機の認識の浸透を図ること。 (内容) 気候危機であることを府民にわかりやすく情報発信するなど、気候変動対策に対する国や府と府民・事業者が気候危機の認識を共有し、各主体が一体となって行動していくための意識改革の取組みを推進しました。 具体的には、府民・事業者・行政が連携協力して気候変動対策を推進する体制づくりや府内のゼロカーボンシティ表明市町村の連携体制の構築など、脱炭素化に向けた意識をあらゆる主体が共有し、各種取組みの検討・推進を図りました。	13	—	・各主体が連携協力して気候変動対策を推進する体制の構築 ・ゼロカーボンシティ表明市町村の連携体制の構築	・ゼロカーボンシティ連絡会の設置及び会議の開催(連絡会1回、幹事会1回)	☆☆☆	ゼロカーボン連絡会を設置し、会議において情報交換を行う等、府内市町村との連携体制を構築することができました。	2022年度も引き続きゼロカーボンシティ連絡会を実施し、府内市町村との積極的な情報交換、協力・連携体制の構築に努めていきます。	○		◎				
2	おおさかスマートエネルギー協議会	継続	(目的) おおさかスマートエネルギープラン(2021年3月改定予定)に基づき、住民や民間事業者、市町村、エネルギー供給事業者等、あらゆる関係者と情報を共有し、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネルギー化等に向けた取組みを推進すること。 (内容) エネルギー基本計画の改定など関係者共通の大きな課題について情報共有や意見交換を行う全体会議と、個別具体的な課題について議論する部門別会議を開催しました。	7 13 14	232	・会議の開催回数 10回	・会議の開催回数 10回	☆☆☆	概ね想定通り実施しました。	引き続き府民や民間事業者、市町村、エネルギー供給事業者等あらゆる関係者と情報交換や意見交換を行い、エネルギー問題に取り組んでいきます。	○		◎	○			
3	家庭の省エネ・エコライフスタイル推進強化事業	継続	(目的) 家庭部門における温室効果ガス排出削減に向け、各家庭の省エネ行動の取組みの裾野を広げること。 (内容) 地球温暖化防止活動推進員制度を活用し、市町村や民間と連携した家庭への省エネアドバイスを実施できる体制を整備し、府内各地で推進員による個別対応型省エネ相談会を展開しました。	7 12 13 17	4,224	・省エネ診断件数 1,000件	・省エネ診断件数 1,129件	☆☆☆	概ね想定通り実施しました。	引き続き、推進員の資質向上を図る取組みを実施します。	○		◎	○			
4	府庁の率先行動	継続	(目的) 府自らの事務・事業における温室効果ガス排出削減と省エネを推進すること。 (内容) 「ふちょう温室効果ガス削減アクションプラン(2021年3月)」において、府域全体の目標を超える削減目標を設定し、省エネ・創エネのさらなる推進、再生可能エネルギー由来の電気の活用、グリーン調達、環境に配慮した働き方の推進など、二酸化炭素排出量実質ゼロに向けて率先行動することにより、府民、事業者の取組みをけん引しました。	7 12 13	106	・エネルギー消費量 前年度比1%削減 ・環境マネジメントシステムの運用	・エネルギー消費量(2020年度実績) 前年度比2.1%削減 ・環境マネジメントシステム(EMS)に基づき、以下の取組を実施。 ・各所属においてふちょうエコ調計簿を活用したPDCA サイクルを通じ、コピー用紙使用量、エネルギー使用量削減等の取組みを促進 ・各所属に対し、EMS の研修等を通じて意識向上を図るとともに、内部監査を実施して助言等を実施	☆☆☆	概ね想定通りであり、各所属における環境マネジメントシステムに基づき、取組みを実施することともに、監督対象所属に対して省エネアドバイス等も併せて実施するなど、府庁における率先行動をさらに促進します。		○	◎	◎	◎	○		
5	府有施設における再生可能エネルギー電気の調達	新規	(目的) 「ふちょう温室効果ガス削減アクションプラン」に基づき、2050年までに府域における二酸化炭素排出量実質ゼロをめざし、二酸化炭素排出の少ないエネルギーの利用を促進するため、地域のモデルとなるよう率先して排出削減に取り組むため、府有施設で使用する電気を再生可能エネルギー100%電気に切り替えること。 (内容) 府有施設における温室効果ガス排出量の約52%は電気の使用によるものです。電気を再生可能エネルギー100%に切り替えることで排出量の削減が可能であることから、2021年度は大手前行舎で使用する電気について、再生可能エネルギー100%電気の調達を行いました。	7 12 13	—	(1) 本庁舎(本館、別館及び大阪府公館) (2) 本庁舎分館6号館他3施設(旧府営印刷所、職員会館分館、旧議事会館) 上記の庁舎・施設で使用する年間の電気約506万kWhについて、再生可能エネルギー100%電気の調達を行うことにより、約1,900t-CO ₂ の二酸化炭素排出量を削減	・本庁舎等7施設において、再生可能エネルギー100%電気を調達し、約1,900t-CO ₂ の二酸化炭素排出量を削減	☆☆☆	概ね想定通り実施しました。	さらなる排出量の削減に向け、関係部局と調整の上、対象範囲の拡大を検討していきます。	○	○	◎	○			
6	ESCO事業の推進	継続	(目的) 建築物の省エネルギー化、地球温暖化対策、光熱水費の削減を効果的に進めることができるESCO事業を、広範な府有施設を対象に効果的に展開し、さらに大阪府内の市町村や民間ビルへも普及啓発・促進を図ること。 (内容) 「新・大阪府ESCOアクションプラン(2015年2月策定)」に基づき府有施設へのさらなるESCO事業の導入拡大を図りました。ESCO事業の導入に際しては、省エネ・新エネ設備の導入を効果的に推進しました。 また「大阪府市町村ESCO会議」の開催を通じ府内市町村に対してもESCO事業の導入を広く働きかけると共に、説明会等の場も活用し、民間建築物へもESCO事業の普及促進を図りました。	7 9 11 12 13 17	301	・府有施設におけるESCO事業の新規公募実施 ・2020年度事業者選定施設におけるESCO改修工事の実施(本庁舎別館、教育センター) ・大阪府市町村ESCO会議の開催 1回程度	・警察本部本庁舎において新規公募を実施し、事業者を決定 ・2020年度事業者選定施設(本庁舎別館、教育センター)においてESCO改修工事を実施 ・6月に「大阪府ESCO提案審査会」にて、「新・大阪府ESCOアクションプラン」の進捗について評価を実施 ・2月に「大阪府市町村ESCO会議」を開催	☆☆☆	概ね想定通りに実施しました。	今後も引き続き、ESCO事業の府有施設への導入拡大や府内市町村、民間ビルへの普及啓発を図ります。	○	○	○	○			
7	ZEHの普及促進	継続	(目的) 住宅における省エネ・再エネの推進のため、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の普及を図ること。 (内容) 環境面だけでなく、健康や快適性及び防災面の向上などのZEHの多面的メリットを広く啓発するため、住宅展示場でのZEHフリープレットの配布やハウスメーカー等と連携したZEH宿泊体験事業等を実施しました。	7 13 14	—	・ZEHの多面的なメリットを伝えるセミナー等の実施 ・ZEHの宿泊体験ができる場の創出など	・セミナー等の開催・講演 3回 ・宿泊体験施設4か所を提供し、11組が体験。	☆☆☆	概ね想定通りであり、ZEHの普及、認知度向上に貢献することができました。	第6次エネルギー基本計画における政府目標の達成に向けて、普及に向けた取組みをいっていきます。	○	◎		○			

No.	施策事業名	事業継続性	目的・内容	関連するSDGsゴール	令和3年度決算額(千円)	令和3年度の取組み			自己点検・評価	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画の「施策の基本的な方向性」との関係				
						進捗状況					課題	中長期的かつ世界的な視野	環境・社会・経済の統合的向上に資する4つの観点		
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)	評価					外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応
8	温暖化防止条例に基づく大規模事業者の取組みの促進	継続	(目的) エネルギーを多く使用する事業者(特定事業者)の温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制等を促進すること。 (内容) 「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、特定事業者(約800事業者)に対し、温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制等についての対策計画書及び実績報告書の届出を義務付け、必要な指導・助言を行いました。また、他の模範となる特に優れた取組みを行った事業者を「おおさか気候変動対策賞」として表彰しました。	7 9 11 13 14	1,016	・特定事業者の温室効果ガス排出量を2019年度比1%削減	・特定事業者の温室効果ガス排出量を2019年度比2.6%削減	☆☆☆	届出指導、立入調査による助言等を行うことにより、概ね想定通りに特定事業者の温室効果ガス排出削減を図ることができました。	引き続き特定事業者の自主的な取組みを促進するとともに、あらゆる規模の事業者による対策状況の把握及び計画的な取組みを促進するため、2020年3月に改正した大阪府気候変動対策推進条例に基づき、気候変動対策指針の作成や、届出制度を活用した地域金融機関等と連携して事業者の取組みを支援する仕組みの検討等を行います。	○	◎	◎	◎	
9	建築物の環境配慮制度の推進	継続	(目的) 建築主等による建築物の環境配慮に関する取組みを促進すること。 (内容) 「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、延べ面積2,000㎡以上の建築物(特定建築物)を新築等しようとする者(特定建築主)に対し、CO2削減・省エネ対策等の建築物の環境配慮のための計画書の届出、再生可能エネルギー利用設備の導入検討、広告へのラベルの表示を義務付けています。さらに、2018年度から2,000㎡以上の建築物(非住宅)及び10,000㎡以上で高さ60m超の住宅の新築等をする場合の省エネ基準への適合並びに全ての特定建築物について工事現場へのラベルの表示を義務付けており、これらについて、必要な指導・助言を行いました。また、特に優れた建築物の環境配慮の取組みを行った建築主や設計者を府と大阪府で「おおさか環境にやさしい建築賞」として表彰するとともに受賞者等による講演会を開催しました。	6 7 9 11 12 13 14 15	997	・「おおさか環境にやさしい建築賞」の受賞建築物の府民向け現地説明会の開催 2施設4回程度	・「おおさか環境にやさしい建築賞」の2020年度受賞建築物の府民向け現地説明会の開催は新型コロナウイルス感染状況を踏まえ実施せず、パンフレットおよびHPでの公表による啓発を実施	☆☆☆	「気候変動対策の推進に関する条例」の改正について周知し、円滑に制度の推進をすることができました。また、表彰制度の魅力アップや普及啓発ができました。	引き続き、建築物の環境配慮制度について表彰制度の魅力アップや制度の周知、普及啓発に取り組みます。	○	○	○	○	
10	おおさかスマートエネルギーセンターの運営	一部新規	(目的) 「再生可能エネルギーの普及拡大」や「エネルギー効率の向上」などに取り組み、脱炭素化時代の新たなエネルギー社会の構築をめざすこと。 (内容) 大阪のエネルギー関連事業の推進拠点である「おおさかスマートエネルギーセンター」において、府民、事業者等からの問合せ・相談にワンストップで対応するとともに、様々な事業を実施しました。 【主な事業】 ・創エネ・省エネ・蓄エネ対策の相談・アドバイス ・一定の基準を満たす太陽光発電及び蓄電池システム製造者、施工店及び販売店の登録・公表 ・共同購入による太陽光発電及び蓄電池システムの普及拡大 ・住宅用太陽光発電等の導入費用の負担軽減に係る低利ソーラークレジット事業者のマッチング ・再生可能エネルギー由来の電気の利用促進に係る事業者のマッチング ・中小事業者を対象に省エネ実行までのプロセスの最初から最後までを経営面も含めてまるごとサポート ・BEMS(ビルエネルギー管理システム)をはじめとするEMS(エネルギー管理システム)の普及啓発 ・省エネ・省CO2に関するセミナーの開催、府民・事業者等で実施するセミナー等への講師派遣の実施 ・ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の普及啓発 ・下水熱や地中熱などの未利用エネルギーや再生可能エネルギーの導入に向けた普及啓発	7 13 14	3,854	・低利ソーラークレジット事業や省エネ診断などによる総マッチング件数 90件 ・省エネセミナーの開催・講演 25回	・低利ソーラークレジット事業や省エネ診断などによる総マッチング件数 55件(うち省エネ診断は51件) ・省エネセミナーの開催・講演 14回	☆☆	府内市町村や商工会議所等と連携し、おおさかスマートエネルギーセンターの周知に取り組んだ結果、府民・事業者等からの相談716件について対応する等、府内の省エネ推進、創エネの普及拡大に貢献することができました。	2021年3月に策定した「おおさかスマートエネルギープラン」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネの推進など、大阪の成長や府民の安全・安心な暮らしを実現する様々な施策・事業を、おおさかスマートエネルギーセンターにおいて着実に実施してまいります。	○	◎	○	○	
11	環境・エネルギー技術シーズ調査・普及啓発事業	新規	(目的) 気候変動・海洋プラスチック問題の解決に向け、長期目標の達成に資する環境技術のシーズ及びニーズ情報を調査し、府民や事業者への普及・啓発を行うことにより、各主体の行動を促進すること。 (内容) 脱炭素技術と海洋プラスチック対策技術の分野において、府内の状況に応じた普及の取組みが必要と考えられる、2050年までの環境先進技術シーズの現状と課題等を調査するとともに、事業者等が技術開発に活用できるように、必要技術や普及手法等に係る海外等のニーズ情報を調査しました。	4 6 7 8 9 11 12 13 14 15 17	16,189	・80以上の環境技術要素についてシーズや課題を詳細に調査 ・海外の都市で大阪と同規模以上の3地域においてニーズ情報を調査	・環境対象技術として抽出した62の技術について、シーズや課題を詳細に調査し、結果は技術毎に技術情報集として整理 ・ベトナム、インドネシア、タイの3か国・地域を対象とし、ニーズが確認された技術の情報を整理し、国別の資料として作成	☆☆☆	府域の長期目標達成に資する環境先進技術シーズ情報、府域事業者等が貢献し得る国内外のニーズ情報の調査、抽出技術の妥当性等を検証するための有識者検討会の開催、とりまて冊子の作成を実施しました。当初、約80技術を抽出しましたが、府域での導入ニーズ・ポテンシャルが低い及び府内事業者による開発動向が見られない技術のスクリーニング等を実施し、シーズを絞り込みました。	2021年度の調査により得られた環境先進技術を対象に、2050年までの府域での普及・シナリオや促進・課題解決手法について調査・検討を行いました。また、普及・シナリオを踏まえ、2050年までに地域社会に実装される将来事業構想や、2025年に開催される大阪・関西万博での効果的な情報発信についても検討を行い、これらにより得られた成果を事業者や府民等に広く発信するシンポジウムを開催します。	◎	○	◎	○	
12	太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業	継続	(目的) 設置費用の低減・手続きの簡素化・施工業者の信頼性の確保などにより、太陽光パネル及び蓄電池の更なる普及拡大をめざすこと。 (内容) 府と協定を締結した支援事業者が、府域全域から太陽光パネル及び蓄電池の共同購入希望者を募り、スケールメリットを活かした価格低減とその設置までをサポートすることにより、太陽光パネル及び蓄電池の普及拡大を図りました。	7 13 14	—	・太陽光発電及び蓄電池の共同購入の参加登録数 3,000世帯	・参加登録数 1,629世帯	☆☆☆	前年度と比較し、太陽光パネル導入量は約2.9倍、蓄電池導入量は約1.1倍に増加するなど、太陽光発電の普及促進に貢献することができました。	引き続き、府内市町村や民間事業者と連携するなどにより、広く事業の周知、普及啓発に取り組みます。	○	◎	○	○	

No.	施策事業名	事業継続性	目的・内容	関連するSDGsゴール	令和3年度決算額(千円)	令和3年度の取組み			自己点検・評価	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画の「施策の基本的な方向性」との関係				
						進捗状況					課題	中長期的かつ世界的な視野	環境・社会・経済の統合的向上に資する4つの観点		
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)	評価					外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応
13	水素関連ビジネス創出基盤形成事業	継続	(目的) 多様な企業集積を誇る大阪の強みを活かしつつ、様々な分野での水素需要の拡大による府内企業の活躍フィールドの創出・拡大を図るとともに、府内中小企業による参入促進等を進め、もって将来に大きな成長が見込まれる水素関連ビジネスによる大阪産業界の成長実現を図ること。 (内容) ・「H2Osakaビジョン(2015年度策定)」に沿って、大阪の特色を活かした実証事業の実施等の水素技術の美用化に向けた取組みを推進しました。 ・H2Osakaビジョン推進会議における「2025年大阪・関西万博における水素利活用策/プロジェクト」提案について、関係機関等と連携し、その具体化に向けた取組みを推進しました。	7 9 11 13 17	58	・水素需要拡大に関する研究会等の開催 11回 ・水素燃料電池船の実証支援	・水素需要拡大に関する研究会等の開催 12回 ・水素燃料電池船の実証支援を実施	☆☆☆	H2Osakaビジョン推進会議を開催し、構成団体による取組みを共有しました。また、水素燃料電池船の府内での実証を支援し、新たな水素モビリティの創出に大きく寄与しました。	H2Osakaビジョン推進会議を継続的に運営し、新たな水素アプリケーションの創出や既存の水素関連機器・モビリティの導入促進を図ります。	○	○	○		
14	新エネルギー産業電池関連創出事業	継続	(目的) 府内企業による電池関連分野(蓄電池、水素・燃料電池等)の新たな製品の開発、府内外企業の府内での第四次産業革命関連技術等の実証実験の取組みを支援することにより、先進的な製品やサービス等の事業化を加速し、大阪府の新たな事業創出を促進すること。 (内容) ・府内企業に対する開発支援補助 ・府内企業を取り組む、電池や電池の材料、電池関連装置、蓄電池を活用したロボットをはじめとする製品の開発・実証実験等に要する経費を一部補助しました。 ・府内で実施する実証実験補助 AI、IoTや新エネルギー関連技術の実証実験を府内で実施する場合において、運搬費、仮設費、保険料等の経費を一部補助しました。	7 9	27,972	・採択企業毎に2回以上/年のフォロー・製品化1件以上/年	・採択企業毎に2回以上/年のフォロー・製品化1件	☆☆☆	採択企業へ訪問し、技術的な助言を行いました。また、中小企業スマートエネルギービジネス拡大事業を活用して、大手・中堅企業への技術シーズを紹介するなど、採択企業のフォローを実施しました。	引き続き、蓄電池、水素・燃料電池等に関する技術及び製品等の開発や、府内における実証実験等に係る経費を補助し、大阪企業のビジネスチャンスを増やすにつなげます。	○	○	○		
15	中小企業スマートエネルギービジネス拡大事業	継続	(目的) 成長が期待されているスマートエネルギー分野で、技術力のある府内中小・ベンチャー企業等に対し、技術マッチングや技術提案の支援を行い、同分野への参入促進及びビジネス拡大を図ること。 (内容) 【オープンイノベーション促進のための技術マッチング】 ・スマートエネルギー関連の大手・中堅企業が「パートナー企業」として参画する「大阪スマートエネルギーパートナーズ(SEP)」とスマートエネルギー分野に関する技術力を持つ中小企業等が加入する「おおさかスマートエネダストリーネットワーク(SIN)」の2つのプラットフォームを設置しています。 ・SIN会員などの中小・ベンチャー企業の技術シーズをパートナー企業につなげることで、大手・中堅企業のオープンイノベーションを促進するとともに、中小・ベンチャー企業の優れた技術シーズの事業化を加速させました。 【中小・ベンチャー企業への技術提案支援】 ・スマートエネルギー分野への参入をめざすSIN会員などの中小・ベンチャー企業を対象とした実践的な戦略的技術提案講座、技術シーズ発表会を含む事業化支援セミナーを開催し、当該分野への参入を後押ししました。	7 9	1,166	・商談件数 70件	・商談件数 112件	☆☆☆☆	セミナーを開催し、先進的な取組事例についての講演を実施しました。また、スマートエネルギー分野で意欲ある中小企業等を対象としたセミナーを実施しました。加えて、中小企業が有する高い技術力と、大手・中堅企業の技術シーズとのマッチングを図る「スマートオープンイノベーション」を開催しました。プラットフォーム登録者数も増え、ビジネス機会等の創出の場の充実を図ることができました。	中小企業のスマートエネルギー分野への参入を一層促進するため、オンラインも活用したセミナー開催や新技術ニーズ説明会を実施するとともに、オープンイノベーション等により、技術ニーズとシーズのマッチングを支援し、中小企業のビジネス拡大につなげます。さらに、技術シーズを紹介する「スマートオープンイノベーション」を開催し、効果的なマッチングを図ります。また、企業訪問等を通じ、企業フォローを実施します。	○	○			
16	エコカー(電動車等)の普及促進	一部新規	(目的) エコカー(電動車等)の普及を推進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスを削減すること。 (内容) 「おおさか電動車協働普及サポートネット」において、民間企業、関係団体、国や市町村と協働し、電動車の率先導入や啓発活動等の取組みを実施することにより、電動車普及を促進しました。また、府内公用車においても、「ゼロエミッション車等導入指針」の対象に、警察の業務連絡用車等を含め、電動車の率先導入に努めました。	3 7 9 11 13 17	—	・エコカー展示会・試乗会の開催 ・メールマガジン発行回数 12回 【参考】2019年度実績 ・エコカー展示会・試乗会 10回(市町村との連携による開催分を含む) ・メールマガジン発行回数 15回	・エコカー(電動車等)展示会・試乗会1回(市町村との連携による開催分を含む) ・メールマガジン発行回数 12回 ・メールマガジン登録数 2,207名	☆☆☆	「大阪エコカー協働普及サポートネット」を「おおさか電動車協働普及サポートネット」に再構築し、展示会等の実施や各種周知啓発を行いました。官民協働の取組み等により、府内エコカー普及台数は、2020年度目標を達成しました。また、大阪エコカー普及戦略の後継としておおさか電動車普及戦略を策定しました。	2030年度目標の達成に向けて、おおさか電動車協働普及サポートネットにおける官民協働の取組み等により、電動車の普及促進に努めます。	◎	◎	○	○	
17	燃料電池バス導入促進事業	新規	(目的) 水素を動力源とする燃料電池バス(FCバス)の導入を支援することにより、水素の需要拡大につながる産業用車両等への水素エネルギーの導入を促進し、水素社会の実現に向けた取組みを推進すること。 (内容) 企業版ふるさと納税制度を活用した補助制度を創設し、FCバスの導入に要する経費を一部補助しました。	7 9 11 13 17	53,360	・FCバスの導入 2台	・FCバスの導入 2台	☆☆☆	補助制度の創設により、府内初となるFCバスを導入しました。	導入したFCバス2台から実車運行に関する情報を得て、府内バス事業者と共有するなど、FCバスの導入拡大のきっかけとしていきます。	○	○	○		
18	新たなモビリティサービスの導入促進	継続	(目的) AIオンデマンド交通などの新たなモビリティサービスの導入促進により、効率的な移動の実現を図り、環境負荷の低減につなげること。 (内容) 高齢化の進行により、移動も困難な高齢者が増加し、買い物や通院が思うようになれないといった問題の解決等に向け、市町村や民間企業と連携し、効率的な移動に寄与するAIオンデマンド交通の導入等を促進しました。	3 7 11	968	・条件の整った市町村で先行事例をつくり、それを府内全体に横展開していく。	・2021年8月に市町村が参画する「AIオンデマンド交通導入に関するワーキンググループ」を立上げ、本交通の有効性を検討(21市町参画、4回実施) ・交通事業者と市町村が連携したAIオンデマンド交通導入に対する補助金を2022年度当初にて予算化	☆☆☆	「AIオンデマンド交通導入に関するワーキンググループ」での検討を通じて、導入に関し市町村の機運醸成が進みました。	引き続き、「AIオンデマンド交通導入に関するワーキンググループ」を通じて、機運醸成を進めるとともに、2022年度予定の府補助金でもモデル事業を選定し、ここでのノウハウを府内各地へ広げ、本交通の導入拡大につなげたい。	○	○			

No.	施策事業名	事業継続性	目的・内容	関連するSDGsゴール	令和3年度決算額(千円)	令和3年度の取組み			自己点検・評価課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画の「施策の基本的な方向性」との関係				
						進捗状況					中長期的かつ世界的な視野	環境・社会・経済の統合的向上に資する4つの観点			
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)	評価				外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
19	再配達削減の取組みの促進	新規	(目的)再配達を削減し、貨物による温室効果ガス及び自動車排出ガスの低減につなげること。 (内容)宅配ボックスの設置や置き配などの再配達削減の取組みを促進しました。	3 11 13 17	—	・メールマガジン等で再配達削減の取組事例を紹介し、府内の取組みを促進していく。	メールマガジン等で再配達削減の取組事例を紹介し、府内の取組みを促進しました。 ・メールマガジン発行回数 12回	☆☆☆	メールマガジン等で再配達削減の取組事例を紹介することで、府民等に周知・啓発ができました。	引き続きメールマガジン等にて周知・啓発を図ります。	◎		◎	○	
20	おおさか気候変動適応・普及強化事業	新規	(目的)府民・事業者の仲介役を担う府内市町村や関係団体等への情報提供等を通じて、府民の気候変動適応に関する行動の定着を図ること。 (内容)おおさか気候変動適応センター(※)に集積した科学的知見や連携体制を最大限に活用し、府民に身近な行政機関である市町村の職員に、地域の適応策を推進する手法を習得いただくためのワークショップを実施しました。 また、子どもや高齢者等に接する学校教員、民生委員、農協・漁協関係者等に日常生活習慣のなかで暑さから身を守る対策等の手法を習得いただくためのセミナーを実施しました。 ※府では、令和2年4月、気候変動適応法に基づき、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所を「おおさか気候変動適応センター」に指定	13	700	・座学研修の開催 1回 ・ワークショップの開催 4回 ・啓発セミナーの開催 3回	・座学研修の開催 1回 ・ワークショップの開催 4回 ・啓発セミナーの開催 3回	☆☆☆	啓発セミナーでは、関係団体等において暑さ対策の普及啓発を行うことができました。また、座学研修やワークショップでは、府内の市町村職員に地域の適応策を推進する手法について、理解を深めていただくことができました。	引き続き、気候変動適応の普及強化に取り組めます。	○			◎	
21	暑さ対策の推進	継続	(目的)暑さから身を守る「涼む」「気づく」「備える」の3つの習慣を府民に普及し、暑さによる人への影響を軽減すること。 (内容)猛暑の際に外出先で暑さをしのげる涼しい空間(クールオアシス)について、民間事業者(金融機関・薬局等)等と連携して普及に取組み、府民の利用促進を図りました。 また、暑さによる危険を把握し、必要な行動を取ることができるよう、環境省が提供する「暑さ指数情報メール」の登録等を周知しました。 さらに、企業協賛を得て暑さ対策の取組促進に資する啓発物品(ゴーヤ等の種、塩飴、うちわなど)を活用し各種環境イベント等で府民に周知しました。	12 13 17	53	・おおさかクールオアシスプロジェクト参加施設数1,000施設	・おおさかクールオアシスプロジェクト参加施設数63施設	☆☆	コロナ感染拡大防止のため、店舗を暑さの一時待避所として扱う当プロジェクトの参加施設数は減りましたが、HPなどでの熱中症警戒アラートや暑さ指数(WBGT)の情報メールの利用促進、可搬式電光表示パネルを活用した暑さ指数等の情報提供及び企業協賛による啓発物品を活用した暑さ対策の取組促進を行いました。	引き続き暑さ対策の推進に取り組めます。	○			◎	

No.	施策事業名	事業継続性	目的・内容	関連するSDGsゴール	令和3年度決算額(千円)	令和3年度の取組み			自己点検・評価	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画の「施策の基本的な方向性」との関係										
						進捗状況					課題	中長期的かつ世界的な視野	環境・社会・経済の統合的向上に資する4つの観点								
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)	評価					外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化					
II 資源循環型社会の構築																					
22	循環型社会推進計画の推進	継続	(目的) 2020年度に策定した「大阪府循環型社会推進計画(以下「循環計画」という。)」に定めた3R(リデュース、リユース及びリサイクル)やプラスチックごみ対策等に依る目標を達成すること。 (目標年度:2025年度) (内容) 府民、事業者、市町村、府が連携・協働し、3Rやプラスチックごみ対策、適正処理に取り組むとともに、焼却ごみのプラスチック混入率等の新たに設定した「進行管理指標」も活用して各主体の取組みの促進に努めました。	3 4 6 8 9 11 12 13 14 17	207	(一般廃棄物) ・リデュース・リユースの推進(ごみ処理有料化の促進、食品ロスの排出削減、資源化可能な紙ごみ・廃プラスチック類(事業系)の混入削減等) ・リサイクルの推進(資源化できる紙ごみの分別及びリサイクルの促進等) ・プラスチックごみ対策(マイ容器使用可能店舗の情報発信等) ・適正処理の推進(災害発生時の廃棄物処理の備え等) (産業廃棄物) ・リデュース・リユースの推進(多量排出事業者等への排出抑制指導等) ・リサイクルの推進(建設廃棄物の分別排出の徹底等) ・プラスチックごみ対策(より質の高いリサイクルの促進) ・適正処理の推進(排出事業者、処理業者等への立入検査、指導)	(一般廃棄物) ・リデュース・リユースの推進(ごみ処理有料化の促進、食品ロスの排出削減、資源化可能な紙ごみ・廃プラスチック類(事業系)の混入削減等) ・リサイクルの推進(資源化できる紙ごみの分別及びリサイクルの促進等) ・プラスチックごみ対策(マイ容器使用可能店舗の情報発信等) (産業廃棄物) ・リデュース・リユースの推進(多量排出事業者等への排出抑制指導等) ・リサイクルの推進(建設廃棄物の分別排出の徹底等) ・プラスチックごみ対策(より質の高いリサイクルの促進) ・適正処理の推進(排出事業者、処理業者等への立入検査、指導)	☆☆☆	府内市町村等との間で行った課題や取組みに関する情報交換、産業廃棄物排出事業者等に対する指導等の取組みにより、3R(リデュース・リユース・リサイクル)、廃棄物の適正処理を推進しました。また、一般廃棄物については、市町村において、イベント等でリサイクル製品やごみの分別収集に関する啓発等が実施され、府では「Osakaほかさんマップ」や「おおさか3Rキャンペーン」でマイ容器やマイボトル、マフラーの利用について啓発等を行いました。一般廃棄物の排出量、最終処分量については、2019年度に比べ減少しました。また、成果を実感できる指標についても、1人1日当たりの資源ごみを含む生活系ごみ排出量は2019年度に比べ減少しました。	◎	○	○	○	○							
23	再生品普及促進事業	継続	(目的) 資源の循環的な利用の促進と循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成すること。 (内容) 府内で発生した循環資源(廃棄物等)を利用して日本国内の工場で製造したものであるいは国内で発生した循環資源を利用して府内の工場で製造したものであって、品目ごとの認定基準に適合するものを「大阪府認定リサイクル製品」として認定しました。 2015年度に制度を改正し、「使用済の認定製品を製造者が回収して再びリサイクルする製品」である「なにかわエコ良品ネスト」と、それ以外のリサイクル製品である「なにかわエコ良品」に認定製品を区分しました。 「繰り返しリサイクルされる製品」にも着目して認定することで、「より質の高いリサイクル」を推進しています。	4 8 9 12	129	・認定製品の普及啓発・利用促進を図るとともに、年1回(3月)認定を実施する。 【参考】2020年度認定製品数:260製品(内、なにかわエコ良品ネストは56製品)	・認定製品について普及・PRするため、ホームページに掲載するとともに、環境関連イベント等に出席した。 ・新規申請者を増やすため、チラシを作成し、市町村や関連団体等に配架を依頼した。 ・年1回の認定を実施した。 【参考】2021年度認定製品数:302製品	☆☆☆	103製品(内、46製品はネクスト)を認定するとともに、府民へ認定制度・認定製品のPRを行うことにより、リサイクル認定製品の利用を促進しました。	◎	○	◎	◎	◎							
24	容器包装リサイクルの推進	継続	(目的) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」に基づき、府内における容器包装廃棄物の発生抑制や再商品化を促進すること。 (内容) 第9期大阪府分別収集促進計画(2020~2024年度、2024年度目標:分別収集量:18万トン)に基づき、市町村の分別収集の実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握しました。また、容器包装廃棄物の3Rを推進するため、発生抑制や分別収集の促進に関する情報を府民や市町村へ提供するとともに、効果的な手法等は市町村間で情報共有を図りました。	2 4 8 9 12 13 17	73	・府内市町村の分別収集の実施状況を把握し、ホームページ上で速やかに公表する。 【参考】2019年度分別収集量(速報値):16万2千トン	・府内市町村の分別収集の実施状況を把握し、ホームページ上で速やかに公表した。 【参考】2019年度分別収集量:16万2千トン	☆☆☆	市町村の分別収集の実施状況の把握・公表等により、計画の推進を図りました。	◎	○	◎	◎	◎							
25	産業廃棄物の多量排出事業者による取組みの促進	継続	(目的) 事業者から提出された処理計画及び実施状況報告の内容を公表することにより、見える化を図り、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進すること。 (内容) 事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者(多量排出事業者)は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその実施の状況について知事に報告することとなっています。事業者から提出された報告の内容をホームページ上に速やかに公表することにより、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進し、必要に応じ適切な助言を行いました。	3 6 8 9 11 12 14	一	・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表する。 【参考】2019年度公表状況 産業廃棄物処理計画 238件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 232件 特別管理産業廃棄物処理計画 94件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 94件	・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表する。 【参考】2021年度公表状況 産業廃棄物処理計画 207件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 220件 特別管理産業廃棄物処理計画 96件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 91件	☆☆☆	事業者から提出された報告の内容をインターネットを利用した方法により速やかに公表し、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進しました。	◎											
26	食品ロス削減対策の推進	一部新規	(目的) 2020年度に策定した「大阪府食品ロス削減推進計画」に基づき、事業者、消費者、行政が一体となって、府内の食品ロス削減に向けた事業者・府民の取組みを促進すること。 (内容) ・流通の各段階の事業者及び消費者を構成員とするネットワーク懇話会等を設置し、商慣習の見直しや食べ残しの持ち帰りなど、行動変容を促す食品ロス削減のための具体的な取組みを展開しました。 ・教育現場等で食品ロス削減の取組みを楽しく学べるカードゲーム等の教材ツールを掲載したポータルサイトを作成しました。 ・大学との連携を図り、社食や学校給食、家庭向け等、幅広い取組みを推進しました。	2 4 6 8 9 12 13 17	3,839	・食品ロス削減ネットワーク懇話会の実施回数7回 ・セミナー等の実施回数 2回 ・セミナー等の参加者数 200人 ・おおさか食品ロス削減/パートナーシップ制度新規参加事業者数 5事業者	・食品ロス削減ネットワーク懇話会の全体会2回、分科会(小売事業者と学生のワークショップ)1回の実施 ・食品ロス削減事業者向けセミナー「未利用食品を有効活用する食品ロス削減の取組」の実施 ・上記セミナーの参加者数 会場43人(うちオンライン30人) ・おおさか食品ロス削減/パートナーシップ制度新規参加事業者数 6事業者(他、解消1事業者)	☆☆	2020年度に作成した「大阪府食品ロス削減推進計画」に基づき、セミナーや懇話会等の開催を通じて、流通の各段階及び消費者で取組みを行い、流通全体での食品ロス削減に取り組みました。	◎	○	◎	◎	◎							

No.	施策事業名	事業継続性	目的・内容	関連するSDGsゴール	令和3年度決算額(千円)	令和3年度の取組み			自己点検・評価	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画の「施策の基本的な方向性」との関係				
						進捗状況					課題	中長期的かつ世界的な視野	環境・社会・経済の統合的向上に資する4つの観点		
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)	評価					外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応
27	おおさかプラスチックごみゼロ宣言推進事業	新規	(目的) 幅広い関係者が柔軟な検討と具体的な取組みを進め、成果を広く共有するプラットフォームを設置・運営するとともに、マイボトルの普及拡大のための啓発等を実施することにより、プラスチックごみ問題に対する府民の環境意識の向上、環境配慮行動の促進をめざすこと。 (内容) ①おおさかプラスチック対策推進プラットフォームの設置 プラスチックごみ問題について、有識者、事業者団体、NPO、市町村など幅広い関係者によるプラットフォームを設置し、より具体的な対策技術や実態把握、各主体の取組みのあり方等、検討を要する課題を抽出し、柔軟かつ具体的に対策を検討するとともに、その成果を広く共有・発信しました。 ②マイボトルの普及拡大・啓発 府、事業者、NPO、市町村等で構成する「おおさかマイボトルパートナーズ」において、マイボトルが利用できるスポットの効果検証や啓発資材の作成等を行うことにより、マイボトル利用の機運を醸成しました。	8 9 11 12 13 14 17	2,110	・おおさかプラスチック対策推進プラットフォーム ・全体会合 開催回数:2回 ・分科会 開催回数:3回(2分科会×1回) ・おおさかマイボトルパートナーズ会議 ・おおさかマイボトルパートナーズ会議:3回	・おおさかプラスチック対策推進プラットフォーム ・全体会合を2021年9月と2022年3月に、分科会を2022年1月に2回開催 ・おおさかマイボトルパートナーズ会議 ・2021年7月、10月、2022年2月に開催 ・イベント等においてプラスチックごみに関する啓発パネル・ポスター、マイボトルに関する普及啓発動画、マイボトルの給水体験・無償配布等を通じて、府民啓発を実施	☆☆☆	・おおさかプラスチック対策推進プラットフォームの参加者が連携し、人工芝流出対策及びプラスチック排出抑制に関するモデル事業等を2件実施し、情報共有と発信を行いました。 ・おおさかマイボトルパートナーズの参加者が連携し、マイボトルの利用啓発、給水スポット普及、情報発信を行うとともに、専門学校と連携し、マイボトル利用啓発動画を作成しました。 ・また、新型コロナウイルスの感染対策を講じたイベントを通じて、プラスチックごみ削減について府民啓発を実施しました。	・引き続き、プラットフォームに参加する事業者等をさらに増やすことで、海洋プラスチックごみ問題の解決に資する具体的な対策の検討や効果検証の件数を充実させるとともに、効果的な取組みを広く共有・発信します。 ・また、マイボトルの普及による使い捨てプラスチック容器の使用削減を進めるため、さまざまな主体と連携して、マイボトルの利用啓発や給水スポットの普及、効果的な情報発信などの取組みを行います。	◎	◎	◎	◎	
28	使い捨てプラスチックごみ対策推進事業	新規	(目的) 2020年度に策定した「大阪府循環型社会推進計画」のプラスチックごみの削減目標を達成するため、府民の行動変容を促進し、使い捨てプラスチックの使用を削減すること。 (内容) ・府民が持参するマイ容器やマイボトル(食品、飲料、洗剤等日用品を入れる容器)が利用できる飲食店や売店を調査し、店舗やサービス内容を検索できるOsakaほかさんマップを作成しウェブサイトで公開しました。 ・マイ容器等が利用できる店舗であることを示すステッカー及びポスターや、周知用のチラシを作成し、市町村や事業者と連携して府民啓発を実施しました。	12 13 14 17	5,594	・マイ容器サービスマップの作成 ・啓発資材の作成(ステッカー、ポスター等) ・広報(デジタルサイネージ等)	・マイ容器等が利用できる店舗を検索できる「Osakaほかさんマップ」を令和3年10月に公開 ・当該マップを周知するため、来店客がマイ容器サービス店であることがわかるよう、店舗に掲示するステッカーやポスター等を作成 ・大阪市内のデジタルサイネージを含め、市町村や事業者と連携して広報を実施	☆☆☆	「Osakaほかさんマップ」の開設及び周知を通じて府民のマイ容器・マイボトルの利用を促進しました。 また、マイ容器等の利用できる店舗の掲載だけでなく、マイ容器等が利用できるイベントも掲載できるように機能追加することで、効果的な情報発信に努めました。	・マップ掲載店舗を増やすため、事業者向けのチラシを作成し関係団体へ周知協力などを依頼しました。 ・また、マップ利用者向けのイベントなどの周知事業を実施し、マップの認知度及び利用者の増加を図ります。 ・引き続き、使い捨てプラスチックごみの削減に関する取組みを実施し、府民の行動変容を促すことで、循環計画の目標達成に努めます。	○	○	◎	◎	
29	PCB廃棄物等適正処理の推進	一部新規	(目的) PCB(ポリ塩化ビフェニル)使用製品及び廃棄物について、期限内(高濃度は2021年度末まで、低濃度は2026年度末まで)の完全処分をめざすこと。 (内容) ・改正PCB特別措置法(2016年8月1日施行)により、期限内の完全処分が義務付けられたPCB使用製品及び廃棄物について、「大阪府PCB廃棄物処理計画」に基づき、保有している事業者への立入検査などにより、法に基づく届出、適正管理及び期限内処分を行うよう指導を行いました。 ・中小企業者の処理費用を助成するPCB廃棄物処理対策基金へ、拠出を行いました。 ・府が保有している低濃度PCB汚染物等については、計画的に処理を行いました。	3 6 11	234,027	・府内におけるPCB廃棄物(JESCO大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等)の処理目標率 2021年度末:100% ※JESCO大阪への登録台数に占める割合 ・府保有(府庁別館保管分)の低濃度PCB汚染物等の処理 2.5トン	・府内におけるPCB廃棄物(JESCO大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等)の処理目標率 2021年度末:99.98% ※JESCO大阪への登録台数に占める割合 ・府保有(府庁別館保管分)の低濃度PCB汚染物等の処理 2.5トン	☆☆☆	高圧機器等の処理及び府保有(府庁別館保管分)の汚染物等の処理は進捗しました。	・PCB特別措置法により、期限内の完全処分が義務付けられたPCB使用製品及び廃棄物について、法に基づく届出、適正管理及び期限内処分を行うよう指導を行います。 ・また、ポスター等を活用した周知によりPCB保有が判明した事業者に対して、法に基づく届出等の指導を行います。	◎				
30	産業廃棄物の適正処理の徹底	継続	(目的) 産業廃棄物の排出事業者や処理業者への指導を徹底し、不適正処理の未然防止、早期発見を図ること。 (内容) ・排出事業者や処理業者に対しては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付や適正処理に向けた指導の徹底を図りました。 ・産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の未然防止、早期発見に向けた随時のパトロールによる監視・指導など、警察等と連携しながら法令遵守の徹底を図るとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図りました。 ・2018年4月施行の改正産業廃棄物処理法に基づく、「有害使用済機器(廃棄物を除く、使用済の電気電子機器)の届出については、これらを取り扱う業者への立入検査等により、届出や保管・処分の基準遵守を指導しました。	4 6 9 11 12 14	16,344	・建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中パトロール等を実施 ・排出事業者への説明会の開催 3回程度 ・不適正処理防止推進強化月間 6月・11月 【参考】2019年度実績 ・不適正処理件数 486件	・建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中パトロール等を実施 ・排出事業者への説明会の開催 3回 ・不適正処理防止推進強化月間 6月・11月 【参考】2019年度実績 ・不適正処理件数 420件	☆☆☆	不適正処理は依然として多発しており、警察との連携等やパトロールの強化を図っています。不適正処理件数は2019年度以降減少傾向にあります。	引き続き不適正処理事業の未然防止及び迅速な解決に努め、産業廃棄物の適正処理の着実な推進を図ります。	◎				
31	廃棄物最終処分場の適正管理等	継続	(目的) 廃棄物最終処分場の適正管理及び確保を図ることにより、廃棄物の適正処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資すること。 (内容) 大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス事業)について、関係地方公共団体と協力し、事業促進を図りました。 また、産業廃棄物最終処分場である堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行いました。	3 11 12 14	113,227	・大阪湾圏域広域処理場整備事業の促進会議等 40回 ・堺第7-3区の適切な維持管理 環境調査 12回 1,815検体 護岸現況調査 6.4km 老朽化対策(排水路改修詳細設計)800m	・フェニックス事業について、フェニックスセンター及び関係地方公共団体等と連携し、次期計画の具体化に向けた取組み等を行いました。(会議等:30回) ・堺第7-3区について、浸出水等が周辺環境に影響を及ぼさないよう、排水処理施設及び水質改善設備の維持管理並びに水質の環境調査等を行いました。 環境調査 護岸現況調査 3.3km 老朽化対策(排水路改修詳細設計)500m	☆☆	フェニックス事業について、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、次期計画の具体化に向けた取組みをばじめフェニックス事業を促進します。 ・堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理を行うことができました。	引き続き、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、次期計画の具体化に向けた取組みをばじめフェニックス事業を促進します。 ・堺第7-3区についても、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行います。				○	

No.	施策事業名	事業継続性	目的・内容	関連するSDGsゴール	令和3年度決算額(千円)	令和3年度の取組み			自己点検・評価	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画の「施策の基本的な方向性」との関係						
						進捗状況					課題	中長期的かつ世界的な視野	環境・社会・経済の統合的向上に資する4つの観点	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化	
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)	評価									
Ⅲ 全てのいのちが共生する社会の構築																	
32	生物多様性地域戦略策定の推進	新規	(目的)生物多様性基本法に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する生物多様性地域戦略(※)の策定を進めること。 (内容)大阪府環境審議会に生物多様性地域戦略部会を設置し、生物多様性地域戦略の目標や生物多様性保全施策方針について検討を進め、「大阪府生物多様性地域戦略」を策定しました。 (※)生物多様性地域戦略:生物の多様性の保全及び持続可能な利用を推進するために国が策定した国家戦略を基本として、地域における自然的・社会的条件に応じた生物多様性に関する課題に対して、よりきめ細やかな取組を進めるための計画。	6 11 13 14 15 17	228	・大阪府環境審議会 生物多様性地域戦略部会の開催 3回	・大阪府環境審議会 生物多様性地域戦略部会の開催 4回	☆☆☆	生物多様性地域戦略の目標や生物多様性保全施策方針について検討を進め、「大阪府生物多様性地域戦略」を策定することができました。	大阪府生物多様性地域戦略に基づく各種取組を推進する。	◎				◎		
33	天然記念物イタセナバラの保護増殖及びこれを活用した普及啓発事業	継続	(目的)淀川におけるイタセナバラの野生復帰の試みと、それを生かした生物多様性についての普及啓発を推進すること。 (内容)(他独)大阪府立環境農林水産総合研究所生物多様性センターでは国土交通省・淀川河川事務所と共同で、淀川へのイタセナバラの野生復帰や、環境DNA分析を用いた生息状況の調査研究を行っています。2021年度は、淀川での繁殖状況の確認や外来生物の防除に関する調査研究とともに、市民団体「イタセネット」が行う保全活動の支援、および府民を対象とした観察会等により生物多様性について普及啓発を実施しました。	6 14 15 17	—	・イタセナバラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認 ・観察会(1回、100人)	・イタセナバラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認 ・2013年にイタセナバラの公開放流を実施した水域では、8代目となる稚魚が確認 ・生物多様性センターで開催した観察会において、33名とイタセナバラの生息観察を行うとともに、生物多様性の重要性を啓発 ・イタセネットによるイタセナバラの野生復帰を支援する取組み(9回実施)に延べ327名が参加	☆☆☆	イタセナバラの野生復帰の状態が引き続き維持され、野生復帰の取組を支援する市民ネットワーク活動が軌道に乗るなど、十分な成果が得られました。	引き続き、放流群の自然での繁殖状況の確認、生息地調査等の調査研究、及び、府民を対象とした観察会の開催等、生物多様性保全および普及啓発を行います。	○				◎		
34	生物多様性保全のための普及啓発推進	継続	(目的)生物多様性の意義や重要性の理解促進を図るため、生物多様性に関わる施設等との連携のもと、普及啓発を進めること。 (内容)生物多様性の重要性について、普及啓発冊子やリーフレットなどを活用して、生物多様性の普及啓発を進めるとともに、ボランティアなどの人材育成を進めました。 また、国、市町村、関係機関とも連携し、特定外来生物連絡協議会などの場を活用し、特定外来生物の防除等に関する情報共有や研修会などを行い効果的な対策を進めました。	4 6 11 14 15 17	172	・おおさか生物多様性施設連絡会の開催 1回 ・多奈川ヒオトープでの保全活動への参加人数 約300人 ・特定外来生物連絡協議会 1回 ・クビアカツヤカミキリ防除対策推進連絡部会 1回	・多奈川ヒオトープでの保全活動への参加人数 164人 ・特定外来生物連絡協議会 1回 ・クビアカツヤカミキリ防除対策推進連絡部会 1回	☆☆	普及啓発冊子等を活用して生物多様性の普及啓発を進めるとともに、関係機関と特定外来生物の防除等に関する情報共有を行い、効果的な防除を進めることができました。	引き続き多様な主体との連携を進め、人材育成にも取り組んでいきます。 また、特定外来生物への理解促進を進めていきます。	○				◎		
35	日本万国博覧会記念公園事業(市民参画型事業)	継続	(目的)万博記念公園における生物多様性の向上を図るため、市民参画等により、園内環境の整備を行うこと。 (内容)NPO団体等との、協働により、竹林や花壇の整備を行うとともに、自然ガイドといった情報発信を行いました。(2018年10月から、指定管理者に事業引き継ぎ済。)	4 15 17	—	・市民参加による管理 ・竹林・田畑・果樹園 5.2ha ・園内花壇 0.6ha	・NPO団体との協働による管理 ・竹林・田畑・果樹園 5.2ha ・園内花壇 0.6ha	☆☆☆	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためイベントを中止したことにより、参加人数が想定を下回りましたが、可能な範囲で継続した活動を実施しました。	引き続き、NPO団体や市民との協働を進めます。	○				○		
36	共生の森づくり活動の推進	継続	(目的)堺第7-3区産業廃棄物最終処分場において、自然再生のシンボルとなる共生の森を整備し、多様な主体との協働による森づくり活動を支援すること。 (内容)堺第7-3区産業廃棄物処分場の一部「共生の森(約100ha)」において、野鳥や小動物の生息する草地や水辺等に森林が介在する大規模な「みどりの拠点」を創出するために、府民、NPO、企業等多様な主体との連携による植栽、草刈、間伐等の森づくり活動と、自然観察等の自然環境学習を実施しました。	6 11 14 15 17	2,079	・共生の森づくり活動への参加人数 約1,000人 ・企業や府民による植栽面積 約0.4ha	・共生の森づくり活動への参加人数 180人 ・企業や府民による植栽面積 0.7ha	☆☆	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためイベントを中止したことにより、参加人数が想定を下回りましたが、多様な主体との協働による森づくり活動を推進できました。	より多くの府民、NPO、企業等が本事業を通じ、豊かな自然環境の形成に携わることができるよう、森づくり活動や共生の森でのモニタリング及び自然環境学習などの実施について、引き続き支援に努めます。	○				◎		

No.	施策事業名	事業継続性	目的・内容	関連するSDGsゴール	令和3年度決算額(千円)	令和3年度の取組み			自己点検・評価	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画の「施策の基本的な方向性」との関係						
						進捗状況					課題	中長期的かつ世界的な視野	環境・社会・経済の統合的向上に資する4つの観点				
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)	評価					外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化	
IV 健康で安心して暮らせる社会の構築																	
37	大気汚染防止のための事業所規制	継続	(目的) 事業所に対して大気汚染物質の排出規制を行い、大気環境基準を達成すること。 (内容) 大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく施設等の設置・変更の事前届出について、ばい煙(NOx、SOx、ばいじん、有害物質)、揮発性有機化合物、一般粉じん、水銀、ダイオキシン類等の排出基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ改善指導を行いました。 また、法・条例による規制の実効性を確保するため、施設の稼働状況や排出測定結果を確認するたため立入検査を行うとともに、事業者の点検結果等の報告を求め適正な指導を行うほか、規制基準の適合状況を確認するため、行政による排ガス等の測定を実施しました。	3 9 11	3,027	・法、条例対象施設の前届出に対して、規制基準に適合しているか確認するとともに、適合していない場合は速やかに改善するよう指導を徹底する。 ・届出や苦情のあった事業所に対し、必要に応じ速やかに立入検査を行い現場確認及び指導等を実施するとともに、規制基準違反等のあった事業所には重点的に立入検査を実施する。 ・その他、府が所管する対象事業所に対し、規制基準の適合状況確認のため、排ガス量の規模等に応じて立入検査を実施する。 ・行政による排ガス等の測定を実施する。(NOx、水銀、ダイオキシン類排出濃度:各2事業所) 【参考】2019年度実績 ・立入検査をのべ406回実施 ・大規模排出事業所NOx測定 2事業所 ・使用燃料等測定 3事業所 ・ダイオキシン類排出濃度測定 2事業所 ・揮発性有機化合物濃度測定 1事業所 ・水銀濃度測定 2事業所	☆☆☆	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、立入検査件数は減少しましたが、届出審査や立入検査等、大気汚染に係る事業所への指導を通じて、大気汚染防止に取り組みました。	○	◎	○	○					
38	自動車NOx・PM総量削減計画の推進(計画の進行管理)	継続	(目的) 窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)の削減のため、関係機関が各種自動車環境対策を連携・協力して推進するとともに、府が適切に計画の進行管理(2020年度の排出状況は2021年度に算定する)を行い、2020年度までに対策地域全体で二酸化窒素(NO2)及び浮遊粒子状物質(SPM)に係る大気環境基準を達成すること。 (内容) 関係機関(関係市町村、道路管理者等)と連携し、流入車規制の推進、エコカーの普及促進、エコドライブの推進、交差点対策(右折レーン設置等の渋滞対策)等の交通流対策等の諸施策を総合的に推進しました。 併せて、道路交通センサスや自動車輸送統計調査などを基に、自動車からのNOx・PMの排出量を推計するとともに、総量削減計画の目標年度である令和2年度における自動車環境施策の進捗状況の把握及び評価を行いました。	3 11	5,364	・NO2、SPMIに係る大気環境基準の全局達成 ・NOx・PMの排出量の把握 【参考】 ・NO2、SPMIに係る大気環境基準 全局達成(2019年度) ・対策地域からのNOx・PM排出量 NOx:10.530トン、PM:520トン(2018年度)	☆☆☆	関係機関の相互の連携、協力のもと、各種自動車環境対策を着実に実施し、NOx・PMの排出量はともに計画どおりに削減しており、目標排出量まで削減を達成。 【参考】 総量削減計画における令和2年度までの目標 ・対策地域全体で大気環境基準を達成すること ・自動車からのNOx排出量を11,220トン、PM排出量を670トンに削減すること	現行の基本方針で定める目標年度に達しているものの、国において、次の基本方針が策定されるまでは、関係府県は現行の基本方針に基づく施策を引き続き実施することとされているため、引き続き関係機関の相互の連携、協力のもと、各種自動車環境対策を推進します。	○	◎	○	○				
39	流入車対策の推進	終了	(目的) 府内の対策地域内への非適合車の流入を規制することにより、NOx・PMの排出量を削減し、大気環境基準の継続的・安定的な達成を図ること。 (内容) 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく流入車規制を推進しました。「非適合車ゼロ宣言」のスローガンを掲げ、非適合車の根絶をめざして立入検査や指導を実施しました。 また、大気環境基準が継続的に全測定局で達成している状況の中、非適合車の割合が規制前と比べ大幅に低下し、自動車NOx・PM排出量も着実に削減していること、令和3年11月に府環境審議会から示された答申を踏まえ、当該制度を令和4年4月1日付けで廃止することとしました。	3 9 11	221	・立入検査での検査台数 7,000台(バス駐車場、卸売市場、展示場、工場等で実施) 【参考】2019年度実績 ・立入検査での検査台数 7,521台 ・命令・公表 39件(2012年度～2019年度)	☆☆☆	運送事業者や荷主等の協力により、規制の効果が発現していると考えられ、流入車の非適合率は順調に低下しており、大気環境基準が継続的に全測定局で達成している状況の中、自動車NOx・PM排出量も着実に削減していることから、2021年11月に府環境審議会から示された答申を踏まえ、当該制度は2022年4月1日付けで廃止することとしました。	○	◎	○	○					
40	微小粒子状物質(PM2.5)の現状把握と的確な注意喚起の実施	継続	(目的) 府民の安全・安心を確保するため、PM2.5の常時監視等の情報や注意喚起を的確に発信すること、また、成分分析結果等を用いた解析を行い、発生源等と割合の推計等についての知見を集積すること。 (内容) 自動測定機により状況を把握しホームページで分かりやすく公表するとともに、PM2.5濃度が高くなると予測される場合、注意喚起の情報を防災情報メール等により速やかに発信する体制としていましたが、注意喚起には至りませんでした。 さらに、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携して、PM2.5の各発生源からの寄与の解析等について調査研究を行いました。	3 9 11	14,353	・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握(府管理 一般局:19局、自排局:6局、うち成分分析:2局)	☆☆☆	府管理25局で年間週別で自動測定機による連続測定を行うとともに、府内2地点で成分分析を行い、調査結果を用いて発生源等と割合を推計しました。また、PM2.5の情報を分かりやすく発信するとともに、国の指針に基づき、注意喚起を行う体制を整備・運用しました。	○	◎	○	○					
41	光化学オキシダント・VOC対策の推進	継続	(目的) 府民の健康を守るため、光化学スモッグの原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の排出量を削減すること。 (内容) VOCの排出規制を着実に実施するとともに、化学物質管理制度に基づく事業者による適切な管理等を促進することによりVOC排出量を削減しました。また、光化学スモッグ予報等の発令時には、健康被害の未然防止のため府民への周知を行うとともに、削減措置の対象工場へNOxやVOCの削減要請を行いました。	3 11	30	・VOCの排出抑制 【参考】 ・VOC届出排出量 10,100トン/年(2018年度)	☆☆☆	工場・事業場に対してVOCの排出規制・指導を行うとともに、光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのNOx削減要請 2021年度 のべ184回 ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのVOC削減要請 2021年度 のべ87回	引き続き、工場・事業場に対してVOCの排出規制・指導を着実に実施しました。また、光化学スモッグ発令時には、被毒未然防止のため府民への周知を行うとともに、緊急時対象工場にNOxやVOCの削減要請を行います。	○	◎	○	◎				
42	府有施設吹付アスベスト対策事業	継続	(目的) 府有施設において使用されているアスベストによる健康被害を防ぐこと。 (内容) アスベストによる健康被害を防ぐため、府有施設において使用されている吹付アスベストについて除去対策工事等を実施するとともに、空気環境測定による定期点検を実施しました。	3 11 12	192,865	・アスベスト除去対策工事の実施 11施設 ・空気環境測定の実施 263箇所	☆☆☆	概ね想定通りに実施しました。	引き続きアスベスト除去対策工事等及び空気環境測定を行っていきます。	○	◎	○	○				

No.	施策事業名	事業継続性	目的・内容	関連するSDGsゴール	令和3年度決算額(千円)	令和3年度の取組み			自己点検・評価	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画の「施策の基本的な方向性」との関係				
						進捗状況					課題	中長期的かつ世界的な視野	環境・社会・経済の統合的向上に資する4つの観点		
						取組指標	実績 (取組指標に対する結果)	評価					外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応
43	アスベスト飛散防止対策等の推進	継続	(目的) 府民の健康を守るため、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベスト飛散防止の徹底を図ること。 (内容) 大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査、石綿濃度測定等を実施するとともに、建設リサイクル法の届出情報を活用し、事前調査の内容確認や届出対象規模未達の解体現場等の立入検査を行いました。 また、2021年4月以降順次実施される規制対象の拡大等の規制強化について、事業者等への周知や立入検査の実施により規制遵守の徹底を図りました。 「アスベスト飛散防止推進月間」と位置付けている6月と12月に解体現場の府域一斉パトロールを実施するほか、府民・事業者を対象とした飛散防止対策セミナーや関係団体・市町村と「大阪府「みんなで防止!! 石綿飛散」推進会議」を開催し、徹底した石綿飛散防止対策の周知の取組みの共有を行いました。 また、災害時の石綿飛散防止に係る措置について府民等への周知を行いました。	3 11 12	—	・解体現場等の立入検査 ・規模の大きい作業の石綿濃度測定 (分析は(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施。 ・石綿飛散防止対策セミナー等の開催 【参考】2019年度実績 ・届出168件、立入検査等403件	・届出対象解体現場へ飛散の恐れが少ない作業を除いて全数立入 ・立入件数57件(届出件数:133件) ・届出対象規模未達の工場、倉庫等の解体現場等への立入検査件数406件 ・公定法による測定件数62件 ・6月に「大阪府石綿飛散防止対策セミナー」(WEB)、12月に「大阪府「みんなで防止!! 石綿飛散」推進会議(書面)を開催 ・石綿健康被害救済制度の円滑な運用 ※救済基金への拠出は2016年度で終了	☆☆☆	届出対象解体現場等のほか、森田届出対象規模未達の解体現場等へも建設リサイクル法の届出情報を活用して立入検査を計463件実施しました。 また、建築物解体時の石綿飛散防止のための行動宣言(STOPアスベスト キックオフ宣言)の連名団体とともに、府民に適正な石綿飛散防止対策について周知しました。	○	◎	○			
44	騒音・振動の防止	継続	(目的) 工場・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動を防止し、生活環境の保全を図ること。 (内容) 幹線道路沿道における自動車騒音、大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関に低騒音舗装や低騒音型機材への代替などの対策の推進を働きかけました。 また、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制権限を有する市町村において規制・指導の徹底を図られるよう、必要な技術的支援を行いました。	9 11	10,281	・自動車騒音モニタリング調査の実施 10市町村 (自動車騒音に係る環境基準の達成率:94.5%(2018年度)) ・航空機騒音調査の実施(大阪国際空港周辺:通年3地点、短期2地点、関西国際空港周辺:短期2地点) ・市町村研修会の開催 2回	・自動車騒音モニタリング調査を10市町村域で実施 (幹線道路沿道における環境基準の達成率:93.3%(2020年度)) ・航空機騒音調査の実施 大阪国際空港周辺では、府が測定した5地点のうち、3地点で環境基準を達成 関西国際空港周辺では、2地点全てで環境基準を達成 ・市町村研修会 2回開催	☆☆☆	幹線道路沿道における生活環境保全目標の達成率が、前年度と比べて低下した理由は、関係機関と連携して騒音対策の推進を図ります。		◎	◎			
45	沿道環境改善事業	継続	(目的) 府が管理する道路において、騒音対策として低騒音舗装(排水性舗装)を実施し、沿道の環境改善を図ること。 (内容) 環境基準の達成状況が悪い区間(騒音対策区間)において、路面の損傷状況に応じた補修を行う際に、低騒音舗装(排水性舗装)を実施することにより、騒音の低減を図り沿道環境を改善しました。	11	389,765	・大阪中央環状線 等 【参考】2020年度実績 国道423号 等	2021年度は約4.5万㎡の排水性舗装を施工し、沿道環境の改善を行いました。	☆☆☆	2021年度は約4.5万㎡の排水性舗装を施工し、沿道環境の改善を行いました。	今後も引き続き、取組みを継続します。		○			
46	悪臭防止規制指導に関する市町村支援	継続	(目的) 悪臭規制事務を担当する府内の市町村が適正な悪臭規制を推進できるよう市町村への支援を行うこと。 (内容) 市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応や悪臭防止法施行状況調査の取りまとめを通して、悪臭規制事務で市町村が苦慮している点や府内の悪臭苦情の現状を把握しました。 そのうえで市町村職員を対象に研修会を開催し、臭気測定実習等の技術的支援を行ったほか、各市町村での悪臭苦情事例等の情報共有や意見交換の場を設けることで、事務の処理方法や悪臭苦情の対応方法等の習得、臭気指数規制の導入を支援しました。	3 11	—	・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応 ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施 1回	・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応 ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施(4月・WEB開催)	☆☆☆	市町村職員対象の研修会をWEB開催し、適正な悪臭規制を推進するための支援を行うことができました。	今後も引き続き、規制権限を持つ市町村への技術的支援の取組みを継続します。		◎		○	
47	水質汚濁防止の事業所規制	継続	(目的) 水質汚濁防止法、瀬戸内環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業所に対して水質汚濁物質等の排出規制及び有害物質の地下浸透規制を行い、水質環境基準の達成及び有害物質による地下水汚染の防止を図ること。 (内容) 法・条例に基づく施設の設置・変更の事前届出を義務付け、生物化学的酸素要求量(BOD)や有害物質等の排水基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ指導を行いました。 また、規制の実効性を確保するため、届出施設等について立入・採水検査を実施し、排水基準や施設等の構造基準の遵守指導を行いました。	3 6 9 11 14	4,164	・排水基準が適用される事業所全てに、立入・採水検査を実施 ・施設等の構造基準が適用される事業所全てに、立入検査を実施 【参考】2019年度実績 ・工場・事業所立入件数:468件、試料採取・分析件数:226件 うち 20件について改善を指導	・排水基準や構造基準が適用される事業場等に対して、採水または立入検査をのべ320回実施(試料採取・分析件数:116件) ・総量規制で連続測定が義務づけられる事業場(22事業場)のうち7事業場で、総量採水検査を実施 (新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言中等は立入を控えたため、例年と比較して採水及び立入件数は減少)	☆☆☆	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、例年と比較して採水及び立入件数は減少したものの、産業事業場を中心に立入・採水検査を実施し、排水基準の遵守指導を行いました。	○	◎	○	○		
48	生活排水対策の推進	継続	(目的) 河川等の良好な水環境を確保するため、生活排水の負荷量の削減を図ること。 (内容) 河川等の汚濁の原因の約8割を占める生活排水の負荷量を削減するため、「市町村生活排水処理計画」の見直し等の技術的支援を行い、下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進しました。 また、「大阪府生活排水対策推進月間」(2月)を中心に啓発活動を通じて、家庭でできる生活排水対策の実践の浸透を図りました。	3 6 11 14	—	・「市町村生活排水処理計画」見直し予定市町村等を対象として、ヒアリング等技術的支援を実施 【参考】2019年度実績 7回 ・生活排水対策に関する街頭啓発やパネル展示等を実施 【参考】2019年度実績 街頭啓発5か所、パネル展示12か所 【参考】生活排水適正処理率96.1%(2018年度末)	・市町村生活排水処理基本計画の見直しに係るヒアリング 8回(対面で実施) ・生活排水対策に係る街頭啓発 実施せず(新型コロナウイルス感染拡大の影響) ・生活排水対策に係るパネル展示 10回(新型コロナウイルス感染拡大の影響から積極的な展開を控え、希望があった自治体にパネルを貸し出し) ・2020年度末時点における生活排水適正処理率(汚水衛生処理率)は、96.5%であり、前年度から0.3ポイント上昇 【参考】生活排水適正処理率96.2%(2019年度末)	☆☆☆	生活排水適正処理率が向上しました。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、イベントへの出展や街頭啓発の実施は見送りましたが、パネル展示等により啓発活動を実施することができました。	○	○		○	○	
49	浄化槽整備事業の推進	継続	(目的) 生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善のために、合併処理浄化槽の整備を推進すること。 (内容) 個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業(個人設置型)」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を整備し、住民から使用料を徴収して管理運営する「公共浄化槽整備推進事業(市町村設置型)」を実施する市町村に対して、引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図りました。	6	4,045	・浄化槽設置整備事業(個人設置型)11市町村 ・公共浄化槽整備推進事業(市町村設置型)5市 【参考】2020年度実績 ・個人設置型浄化槽 11市町村にて実施 ・市町村設置型浄化槽 5市にて実施	・浄化槽設置整備事業(個人設置型)11市町村 ・公共浄化槽整備推進事業(市町村設置型)5市	☆☆☆	浄化槽が設置されたことにより、河川等の水質の改善に寄与したと考えられます。	引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図ります。	○	◎		○	

No.	施策事業名	事業継続性	目的・内容	関連するSDGsゴール	令和3年度決算額(千円)	令和3年度の取組み			自己点検・評価	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画の「施策の基本的な方向性」との関係				
						進捗状況					課題	中長期的かつ世界的な視野	環境・社会・経済の統合的向上に資する4つの観点		
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)	評価					外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応
50	総量削減計画の進行管理	継続	(目的) 府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量(COD)、窒素(T-N)、りん(T-P)の量を削減し、閉鎖性水域である大阪湾の水環境の改善を図ること。 (内容) COD、T-N、T-Pに係る第8次総量削減計画の進行管理を行うため、関係機関等から入手した各種データの整理を行うことにより、発生負荷量を把握しました。あわせて、総量規制基準を設定する際に必要となる規制対象事業場の工程排水実態等についての調査や関係情報の収集・整理を行い、2022年1月に国が策定した第9次総量削減基本方針に基づき、第9次計画の策定に向けた検討を進めました。	6 14	46	・2020年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を行う。 【参考】 ・2018年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量 COD 44トン/日、T-N45トン/日、T-P2.8トン/日	・COD、T-N、T-Pに係る第8次総量削減計画の進行管理を行うため、関係機関等から入手した各種データの整理を行うことにより、発生負荷量を把握しました。 【参考】 ・2019年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量 COD 44トン/日、T-N45トン/日、T-P2.7トン/日	☆☆☆	大阪湾に流入する負荷量が概ね減少傾向にあることを把握できました。	引き続き、負荷量の削減に向けた取組みを進めるとともに、負荷量の把握を行います。	○	◎		◎	
51	豊かな大阪湾の創出に向けた取組みの推進	継続	(目的) 大阪湾流域の自治体等との関係機関と連携し、大阪湾の水質改善・汚濁防止を図ることに伴って豊かな大阪湾の創出をめざすこと。 (内容) 「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」に基づき、豊かな大阪湾の創出に向けた取組みを推進しました。 また、大阪湾沿岸23自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を啓発しました。 さらに、大阪湾再生推進会議(事務局:近畿地方整備局、国・府県・市等て構成)が策定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、総量規制や生活排水対策、水質一斉調査などを実施し、関係機関と連携しながら大阪湾の水質改善を推進しました。	6 12 14 17	1,215	・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出席 5回 【参考】2019年度のイベントへの出席回数 5回 ・モニタリングによる大阪湾の水質の状況把握	・大阪湾フォーラムの開催、イベントへの出席 2回(新型コロナウイルス感染症の影響により、フィッシングショー等他の開催予定であったイベントは中止) ・モニタリングによる大阪湾の水質の状況把握	☆☆☆	大阪湾の水質の状況について把握できました。イベントの開催・出席により大阪湾の環境保全について啓発できました。	引き続き、大阪湾の水質状況の把握に努め、「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」の推進、環境保全の啓発に取り組めます。	○	◎		◎	
52	「豊かな大阪湾」の創出に向けた環境改善・啓発事業	一部新規	(目的) 栄養塩類の滞留等課題の多い湾奥部において、民間公募による環境改善モデル設備の試験設備への補助を行うとともに、大阪湾の魅力伝えるワーキングイベントの開催や動画の作成・発信等により、大阪湾への愛着を高め、プラスチックごみなどの海ごみ削減等の環境配慮行動を促進すること。 (内容) 湾奥部において、水質の改善や生物の生息に適した場の創出に寄与する環境改善モデル設備又はプラスチックごみの流入等の新たに顕在化している環境事象を把握する調査技術等を民間事業者から公募し、設備の設置又は運用に係る費用の補助を行いました。 また、フォトグラフと連携し、大阪湾沿岸の魅力スポットを巡り、撮影しながら、海ごみ問題等について学ぶウォークツアー等を開催しました。 さらに、大阪湾の魅力を感じ、海洋プラスチックごみ問題を知り、行動変容を促す子ども向け啓発シリーズ動画「ハッピー・オオサカ・ベイブス」を作成しました。	4 6 9 11 14 17	7,125	・環境改善モデル設備2設備を民間公募し、設置 ・フォトグラファーと連携した大阪湾魅力スポットを巡る撮影ウォークの開催 2回 ・大阪湾の魅力と課題を伝える短尺シリーズ動画の作成 ・鉄道会社と連携したエコウォークツアー開催 2回	・環境改善モデル設備を2設備を民間公募し、設置及び運用 ・フォトグラファーと連携した大阪湾魅力スポットを巡る撮影ウォークの開催 2回 ・大阪湾の魅力と課題を伝える短尺シリーズ動画の作成 ・鉄道会社と連携したエコウォークツアー開催 2回	☆☆☆	民間事業者や関係機関と連携し、大阪湾の環境改善につながる事業が展開できました。	事業実施で得られた知見やネットワークを活かして、より効果的・効果的な啓発に取り組めます。	○	◎		◎	
53	海岸漂着物等対策事業	継続	(目的) 大阪湾の海ごみを回収するとともに、その発生抑制のための実態調査や啓発を行うことにより、海洋プラスチックを含む海岸漂着物等の削減を図ること。 (内容) 漁業者と連携して海底ごみ及び漂流ごみを回収・処分するとともに、大阪湾に漂流するごみ等の実態調査(個数・組成)及び海岸に漂着したごみの組成調査を実施するとともに、大阪湾に流入するプラスチックごみ量の推計に取り組みました。また、市町村が行う海岸漂着物等の回収や発生抑制の啓発に要する費用を補助しました。	12 14 17	24,963	・大阪湾沿岸における漂流ごみ等の組成調査 4か所、2回 【参考】2020年度実績 ・市町村の海岸漂着物等対策事業への補助 4市 ・大阪湾沿岸におけるマイクロプラスチック及び漂着ごみの組成調査 各1回	・大阪湾への流入ごみ等の組成調査 10箇所、13回 ・府内10箇所にて、ごみの組成調査を実施し、調査結果をHPに公表	☆☆☆	大阪湾に流入する河川ごみ等の実態について一定把握出来ました。また、市町村が行う海岸漂着物等の回収や発生抑制の啓発に要する費用を補助しました。	今後さらに漂流ごみや陸域におけるごみの散乱状況の調査を進めて、海洋ごみが発生するプロセスを把握し、効果的な発生抑制対策を推進していきます。	○	◎		◎	
54	大阪湾漁場環境整備事業	継続	(目的) 底層から表層にかけて湧昇流や攪拌層を発生させ、海域環境の改善を行うとともに栄養塩を緩やかに南下させること。 (内容) 岸和田市・泉佐野市沖の一般海域に潮流攪拌機能を持つブロック礁を設置し、海水中への栄養塩の供給や底質への酸素の供給など、魚介類の生育環境の向上を図りました。	6 13 14 17	11,081	・整備が完了した8haの工区について、効果調査及び水路測量を実施。 【参考】2020年度実績 ・攪拌ブロックを泉佐野市沖に設置し、0.32haの漁場環境整備を実施。	・整備が完了した8haの工区について、攪拌ブロックの効果の検証のため、栄養塩水塊が発生する夏季に対象調査を実施するとともに調査結果をとりまとめました。	☆☆☆	効果調査の結果として、貧酸素の改善やCODの減少等、効果の把握・整理をすることができました。	今後は大阪湾の南部において藻場の創造・保全を進めていきます。	○			◎	
55	流域下水道事業の推進	継続	(目的) 流域下水道の整備を進めることにより、公共用水域の水質改善を促進し、環境保全目標の達成率の向上及び閉鎖性水域の高栄養化の軽減を図ること。 (内容) 大阪府の下水道普及率は96%を超えており、水みらいセンター(下水処理場)や流域下水道幹線などの基幹施設は概成していることから、管渠、ポンプ場、水みらいセンターの計画的な改良と下水道の機能維持に取り組み、引き続き大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善を図りました。 また、水みらいセンターとポンプ場においては、合流式下水道の改善を推進しました。	3 6 12 14	32,613,723	・下水道普及率の向上 【参考】2019年度末現在 下水道普及率 96.7% ・施設整備内容 合流式下水道の改善 1箇所 下水処理機能の計画的な維持保全 42箇所(うち、水みらいセンター14箇所、ポンプ場28箇所)	・下水道普及率の向上 【参考】2020年度末現在 下水道普及率 96.8% ・施設整備内容 合流式下水道の改善 1箇所 下水処理機能の計画的な維持保全 41箇所(うち、水みらいセンター12箇所、ポンプ場29箇所)	☆☆☆	2020年度末における下水道普及率は、前年度から0.1%増加し、96.8%となりました。また、施設整備については、当初計画どおり実施しました。	引き続き、下水道普及率の向上及び下水道の機能維持に取り組めます。	◎			○	
56	環境リスクの高い化学物質の排出削減	継続	(目的) 化学物質に係る環境リスクを低減すること。 (内容) 環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、PRTR法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の排出量等の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対する指導・助言を行います。また、排出量削減の効果を検証するため、有害大気汚染物質モニタリング等の測定データを活用し、環境中の排出量データと環境濃度の経年的傾向及びその関連性等について比較検討を進めました。	3 6 9 11 12	126	・環境リスクの高い化学物質の排出を削減する。 【参考】 ・排出量等の届出件数 PRTR法1,417件、条例1,215件 ・環境リスクの高い化学物質の排出量1.00万吨(PRTR法対象物質0.36万吨を含む)(2020年度実績)	・排出量等の届出件数 PRTR法1,417件、条例1,215件 ・環境リスクの高い化学物質の排出量1.00万吨(PRTR法対象物質0.36万吨を含む)(2020年度実績)	☆☆☆	事業者に対し化学物質の排出削減に向けた指導・助言を行うことにより、環境リスクの高い化学物質の2020年度の排出量は、2019年度より削減できました。	引き続き、化学物質の排出量等の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対し指導・助言を行うことにより、環境リスクの高い化学物質の排出削減を図ります。	◎	○		◎	

No.	施策事業名	事業継続性	目的・内容	関連するSDGsゴール	令和3年度決算額(千円)	令和3年度の取組み			自己点検・評価	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画の「施策の基本的な方向性」との関係					
						進捗状況					課題	改	中長期的かつ世界的な視野	環境・社会・経済の統合的向上に資する4つの観点		
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)	評価						外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応
57	大規模災害時における化学物質による環境リスク低減対策の推進	継続	(目的) 大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的・自主的の強化を図ること。 (内容) 事業者に対し、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時の化学物質による環境リスクを把握し、その低減方策を検討・実施した管理計画書の届出を求めています。届出された計画書に沿って対策が行われていくよう立入検査等により指導を行いました。 また、災害時の消防活動をより安全なものにするため、事業者からの届出情報に基づき、市町村消防部局に対し、化学物質の取扱い情報を定期的に提供しました。	3 6 11 12	—	・届出された化学物質管理計画書の進捗状況の把握、立入検査等による対策推進の指導【参考】2019年度実績 ・大規模災害に備えたリスク低減対策に関する化学物質管理計画書の届出件数521件(2019年度までの累計) ・立入検査実施件数 59 件	・大規模災害に備えたリスク低減対策に関する化学物質管理計画書の届出件数532件(2021年度までの累計) ・立入検査実施件数 38 件	☆☆☆	届出対象事業者への立入検査や消防部局への情報提供を行ってだけでなく、環境リスク低減対策の事例集を作成し、公表するとともに、届出対象規模未満の事業所に対して、業界団体を通じて、周知を行いました。	引き続き、事業者への対策推進の指導を行うとともに、市町村消防部局に対する化学物質取扱い情報の提供等を行います。	○	○	◎	○		
58	大阪工口農業の推進	継続	(目的) 農業の環境への負荷軽減を進め、環境保全と生産性の調和と農業経営面(採算性)に留意した大阪工口農業を推進すること。 (内容) 化学合成農薬と化学肥料の使用を従来半分の半分以下で生産した農産物を「大阪工口農産物」として認証する制度を推進し、以下のような地球温暖化や生物多様性に効果の高い農業生産を支援しました。 また、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携し病害虫防除に関する調査研究等を行いました。 ・炭素貯留効果の高い堆肥の使用・緑肥の作付け(水稲を栽培する前の水田にレンゲを栽培し土を豊かにする)等 ・農薬使用量の低減・捕食性カブリダニ類や飛ばないテントウムシなどの天敵活用等	2 3 12 17	15,285	・大阪工口農産物認証面積 576ha	・大阪工口農産物認証面積 523ha	☆☆	大阪工口農産物認証制度を推進し、認証面積は2020年度から6ha増加しました。	引き続き環境負荷を軽減した技術の啓発に努めます。	○	○	○	○		
59	化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進	継続	(目的) 化学物質による環境リスクに関する科学的な知見・情報を府民・事業者・行政が共有し、相互理解を深めるための対話である「リスクコミュニケーション」の取組みを推進すること。 (内容) 化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について、府民・事業者等の理解を深めるため、化学物質対策に関するセミナーを開催し、府民・事業者・行政の対話の推進を図りました。	3 4 6 11 12	126	・化学物質対策に関するセミナーの開催【参考】2019年度実績 ・化学物質対策セミナー 1回開催(403人参加)	・化学物質対策セミナー 1回開催(参加申込538人)	☆☆☆	セミナーでは、届出対象物質の改正やリスクコミュニケーションの重要性等について最新情報を提供することができました。	引き続き、セミナーの開催等により、府民・事業者・行政のリスクコミュニケーションの推進に努めます。	○	○	◎	○		
60	土壌・地下水汚染対策の推進	継続	(目的) 土壌汚染の早期発見、汚染土壌の適正な管理・処理による周辺住民の健康影響の防止、事業場における土壌汚染の未然防止及び地下水汚染対策を推進すること。 (内容) 土壌汚染による府民の健康影響の防止を図るため、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、土地の所有者等が行う土壌汚染の状況調査や汚染の除去等の措置について指導を行いました。 また、有害物質を使用している事業場における土壌汚染の未然防止のための漏えい防止対策や、事業者による地下水汚染対策が適切に推進されるよう指導を行いました。	3 6	175	・土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導【参考】2019年度実績 ・形質変更届出件数 46件 ・調査結果報告件数(法・条例・自主) 18件	・土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導 2021年度の実績 ・形質変更届出件数 70件 ・調査結果報告件数(法・条例・自主) 27件	☆☆☆	報告された調査・対策について指導し、事業を適切に推進しました。	今後も引き続き、法・条例に基づく土地所有者等への指導を適切に推進します。	◎	○	○	○		
61	地盤沈下対策に係る規制指導	継続	(目的) 地盤沈下を未然に防止するため、工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水採取の規制等を行うこと。 (内容) 工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく許可の審査のほか、地下水採取の実態を把握するため、地下水の採取量について報告の徴収を行い、必要に応じ事業者に対し指導を実施しました。 また、府内の地盤沈下の状況を把握するため、計14箇所の地盤沈下・地下水位観測所において地盤沈下量と地下水位の観測を行いました。	11	3,624	・工業用水法に基づく許可、地下水採取量報告徴収 ・地盤沈下量、地下水位の観測 14箇所【参考】2019年度末時点 ・工業用水法に基づく許可件数 76件 ・地下水採取量報告徴収対象件数 1,421件	・工業用水法に基づく許可、地下水採取量報告徴収 ・地盤沈下量、地下水位の観測 14箇所【参考】2021年度末時点 ・工業用水法に基づく許可件数 77件 ・地下水採取量報告徴収対象件数 1,370件	☆☆☆	許可に係る審査や報告徴収及び地盤沈下量の観測等により、地盤沈下の未然防止を図ることができました。	今後も許可に係る審査、報告徴収及び地盤沈下量の観測等を継続して行います。	◎	○	○	○		
62	大気汚染常時監視	継続	(目的) 府域の大気汚染状況の常時監視、分析を行い、環境基準の適否など環境の現状を把握するとともに、健康被害等の未然防止を図ること。 (内容) 大気汚染状況を継続的に監視し、環境基準の適否を評価、公表しました。光化学スモッグ注意報等の発令、周知を行いました。また、PM2.5の注意喚起を防災情報メール等で発信しました。微小粒子状物質(PM2.5)について成分分析を行い、環境の現状を把握しました。 有害大気汚染物質について、汚染状況の把握のための調査・分析を実施しました。 健康被害が懸念される石綿について、大気中濃度を経年的に監視しました。	3 11	145,063	・大気汚染常時監視27局(国設局2局を含む) ・微小粒子状物質成分分析2地点 ・有害大気汚染物質モニタリング6地点 ・石綿環境モニタリング4地点	・大気汚染常時監視27局(国設局2局を含む) ・微小粒子状物質成分分析2地点 ・有害大気汚染物質モニタリング6地点 ・石綿環境モニタリング4地点	☆☆☆	大気汚染常時監視局において、大気汚染物質濃度や微小粒子状物質濃度を常時監視しました。 また、有害大気汚染物質や石綿濃度を測定しました。	引き続き、大気汚染防止法に基づき、大気汚染の状況を適正に常時監視し、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。 さらに、高濃度時には、光化学スモッグ予報・注意報の発令や微小粒子状物質に係る注意喚起を行います。	○	○	◎	○		

No.	施策事業名	事業継続性	目的・内容	関連するSDGs ゴール	令和3年度 決算額 (千円)	令和3年度の取組み			自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画の「施策の基本的な方向性」との関係			
						進捗状況					中長期的かつ 世界的な視野	環境・社会・経済の統合的向上に 資する4つの観点		
						取組指標	実績 (取組指標に対する結果)	評価				外部性の 内部化	環境効率性 の向上	環境リスク・ 移行リスクへの 対応
63	公共用水域常時監視	継続	(目的) 公共用水域及び地下水の水質を常時監視し、環境基準の適否など環境の現状を把握すること。 また、環境省からの受託により大阪湾の水質等の調査を実施すること。 (内容) 河川及び海域における水質等の常時監視を行い、環境基準の適否を評価、公表しました。 地下水質の常時監視(概況調査、継続監視調査、汚染井戸周辺地区調査)を行い、環境基準の適否を評価、公表しました。 環境省からの受託により、大阪湾を含む瀬戸内海における水質汚濁、富栄養化の実態を広域的かつ統一的に把握するための調査のうち、大阪湾の調査を行いました。	3 6 11 14	53,258	・河川(水質57地点、底質9地点) ・海域(水質15地点、底質5地点) ・地下水質(概況調査20地点、継続監視調査37地点) ・環境省受託調査 大阪湾海域(水質7地点、底質2地点、マクロベントス(底生生物)2地点)	・河川(水質57地点、底質9地点) ・海域(水質15地点、底質5地点) ・地下水質(概況調査20地点、継続監視調査37地点) ・環境省受託調査 大阪湾海域(水質7地点、底質2地点、マクロベントス(底生生物)2地点)	☆☆☆	測定計画に基づき、府域の公共用水域(水質・底質)及び地下水質を常時監視しました。	引き続き、水質汚濁防止法に基づき、公共用水域及び地下水の水質を適正に常時監視し、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。	○		◎	○
64	ダイオキシン類の常時監視	継続	(目的) ダイオキシン類について、府内の環境状況を継続的に把握すること。 (内容) ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、河川・海域(水質、底質)、地下水質、土壌のダイオキシン類の常時監視を行い、府内の汚染状況を把握しました。	3 6 11	10,574	・大気8地点 ・河川水質・底質20地点 ・海域水質・底質5地点 ・地下水質6地点 ・土壌6地点	・大気8地点 ・河川水質・底質20地点 ・海域水質・底質5地点 ・地下水質6地点 ・土壌6地点	☆☆☆	国の地方行政機関の長並びに指定都市及び中核市の長と協議の上、府域の大気、水質・底質及び土壌のダイオキシン類濃度を常時監視しました。	引き続き、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質(水底の底質を含む。)、土壌に係るダイオキシン類の汚染状況を適正に常時監視し、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。	○		◎	○
65	公害審査会	継続	(目的) 公害紛争処理法に基づき、知事の附属機関として公害に係る紛争について調停、あっせん、仲裁を行い、府内の紛争解決に取り組むこと。 (内容) 公害審査会は、府民、事業者等から公害紛争処理法に基づく調停申請に対応して、当事者同士の話し合いによる紛争の解決を図るため、「調停委員会」を設置して迅速かつ適正に手続きを進めました。 また、公害審査会全体会議を開催し、審査会委員が所属中の公害調停の進捗状況について意見交換を行いました。	3 6 11	1,200	・公害紛争処理法に基づく申請があれば、中立公正な立場から紛争の解決を図る。 【参考】(2020年12月末現在) ・2020年度 係属中 6件 終結 3件 新規受付件数 5件	2021年度実績 ・前年度からの繰り越し 8件 ・新規受付 3件 ・終結 8件	☆☆☆	公害紛争処理法に基づく調停申請に対して、紛争の解決を図るため、迅速かつ適正に手続きを進め、11件のうち8件が終結しました。	調停制度の理解を深め、活用されることにより、公害被害を減少させ府民の生活環境の改善をめざします。		◎		

No.	施策事業名	事業継続性	目的・内容	関連するSDGsゴール	令和3年度決算額(千円)	令和3年度の取組み			自己点検・評価	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画の「施策の基本的な方向性」との関係											
						進捗状況					課題	改善策・今後の方向性	中長期的かつ世界的な視野	環境・社会・経済の統合的向上に資する4つの観点								
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)	評価						外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化					
V 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進																						
66	環境情報の発信	継続	(目的) ホームページやメールマガジンを通して、環境イベントや環境モニタリング情報等を発信し、府民・事業者・地域団体・NPO等の環境保全活動を促進すること。 (内容) 大阪の環境に関する情報のポータルサイトとして、「おおさかの環境ホームページ エコギャラリー」を開設しています。また、環境等イベント情報をお知らせするため、「大阪府環境農林水産イベント情報配信サービス」を配信しました。 最近の大阪の環境に関するイベント情報、水質・大気等の環境モニタリング結果、環境審議会の審議内容、環境白書、条例・計画の情報等、幅広い環境情報について、ホームページ上に速やかに公表するなど積極的に発信することで、府民・事業者・地域団体・NPO等の環境保全活動の促進を図りました。	4 12 13 14 17	—	・メールマガジン大阪府環境農林水産イベント情報配信サービス配信件数 12件	・メールマガジン配信件数 8件	☆☆☆	2020年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響はありましたが、オンライン開催や感染拡大防止対策を実施して開催するイベントが2020年度と比べ増加したこと、配信件数も併せて増加しました。	今後もわかりやすいホームページの作成、内容の更新に努めるとともに、環境白書やパンフレット、関連イベントなどの各種媒体と連携しながら、環境情報へのアクセスを効果的に増やす方法を検討していきます。	○				○							
67	環境教育等の推進	継続	(目的) 府民・事業者等のあらゆる主体が、様々な環境問題を理解し、環境配慮に対する意識の向上を図ること。 (内容) 学校、企業等への各種出前講座や各種施設見学会等を実施するなど、「環境教育等行動計画」に基づき、環境学習と環境保全活動を推進しました。	4 6 7 11 12 13 14 15 17	—	・府庁の各部署で取り組む環境教育出前講座等事業数 30事業	・34事業(2021年度実績)	☆☆☆	概ね想定通り実施しました。	引き続き「環境教育等行動計画」に基づき、環境学習と環境保全活動を推進します。	○	◎			○							
68	府民協働推進事業	継続	(目的) 地方公共団体、事業者、府民及び民間団体の協働により、豊かな環境の保全と創造に関する活動を積極的に推進すること。 (内容) 大阪府環境基本条例により設置している「豊かな環境づくり大阪府民会議」を運営し、会員相互の意見交換を促進するとともに、府民会議のネットワークを活用し、府民、団体、事業者等各主体の協働により、脱炭素社会、海洋プラスチックごみ問題等の環境の課題に対応した持続可能な社会の実現を図るため、様々な主体の連携・協働による各種事業を実施しました。 ・おおさか環境デジタルメディアコンテスト ・ことも環境交流サミット ・万博×環境 未来を描こうプロジェクト ・豊かな環境づくり報告・発表会(ゼロカーボン・ダイアログ)	4 6 7 11 12 13 14 15 17	2,776	・おおさか環境デジタルメディアコンテストの開催 ・ことも環境交流サミット開催 1回 ・万博×環境 未来を描こうプロジェクト 報告会開催 2回 ・豊かな環境づくり報告・発表会(ゼロカーボン・ダイアログ) 2回	・おおさか環境デジタルメディアコンテストの開催 ・ことも環境交流サミット開催 1回 ・万博×環境 未来を描こうプロジェクト 2回 ・ゼロカーボン・ダイアログ2回	☆☆☆	概ね想定通り実施しました。	引き続き、豊かな環境の保全と創造に資する取組みを推進します。	○	◎			○							
69	環境データ「見る」「知る」「活かす」事業	継続	(目的) 環境データ等を用いた府民向けのセミナー等を実施し、府の環境への理解促進、危機意識の向上等につなげること。 (内容) 府民による環境への理解促進、危機意識の向上(PM2.5注意喚起等発令への関心、防災情報メールの登録等)等につながる契機とするため、大気汚染常時監視データを用いた府民向けのセミナー及びワークショップを、学生等と連携して開催し、SNSを積極的に活用し情報発信しました。	2.3 4.6 7.8 9.11 12.13 14.15 17	889	・セミナー、ワークショップ(テーマ:大気汚染、温暖化、海洋プラスチック、SDGs)の実施 5回	・セミナー、ワークショップの実施 5回 ・累計参加数 237名 ・受講者の環境配慮行動への意識・行動変化 各講座いずれも約9割	☆☆☆	新型コロナウイルスの感染状況に応じて柔軟に開催手法・内容を変更しながら当初の予定通りの開催回数を実現しました。また、セミナー後にアンケートやTwitter等のSNSを活用して積極的に情報発信を行い、府の環境への理解促進、危機意識の向上につなげました。	引き続き、環境データ等を用いた府民向けのイベント等を実施し、府の環境への理解促進、危機意識の向上等につなげます。また、環境データを用いた環境配慮行動の取組みを継続できるように、2023年度以降の実施体制を検討します。	○			◎								
70	笑衛OSAKAの推進	継続	(目的) 府民・企業・行政等、多様な主体の強みを活かした連携・協働により笑顔あふれる大阪を実現すること。 (内容) 公共施設の一定区間を、自治会・企業等に清掃・美化活動を行ってもらい、地域コミュニティの活性化、地域への愛着を創出しました。	17	582	・アドプト・プログラムへの参加団体数及び参加者を2020年度と同程度にする。 【参考】2020年度実績 ・参加団体、参加見込者:641団体、約54,550人	2021年度実績 ・参加団体、参加者:669団体、約54,501人	☆☆☆	アドプト・プログラムの制度導入から20年が経過し、これまで活動に参加いただいた全ての方に感謝するとともに、新しくアドプト・プログラムに参加される団体に「アドプト・プログラム ルールブック」(2019年4月策定)を配布しました。	新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえ取り組みます。	○					○						
71	農業・農空間に関する活動への府民の参加促進	継続	(目的) 農業の担い手が減少する中、企業や学生等の幅広い府民参加により、農業・農空間の持つ多様な機能の発揮促進を図ること。 (内容) 府民が気軽に農空間での活動に参加できるよう、企業や学生、農空間保全団体等の多様な主体が参画する「おおさか農空間づくりプラットフォーム」を運営し、農空間の魅力や活動等に関する情報の発信、府民に農業・農空間に触れ合う機会を提供する取組みを支援しました。	4 7 17	32	・「おおさか農空間づくりプラットフォーム」の運営 ・公式Facebook・Instagramの運営及び外部媒体との連携 ・府民に農業・農空間に触れ合う機会を提供する取組みへの支援及び後援	・HPや公式Facebook・Instagramにより農空間の魅力や活動等に関する情報発信を実施 ・農空間マッピングセッションの開催等を通して、情報発信の重要性への理解促進や会員間の情報共有を実施	☆☆☆	プラットフォームを活用することで、農空間づくりに参加する府民数が増加しました。	引き続き、プラットフォームの運営を行い府民と地域のマッチングの支援を行います。						○						

No.	施策事業名	事業継続性	目的・内容	関連するSDGsゴール	令和3年度決算額(千円)	令和3年度の取組み			自己点検・評価	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画の「施策の基本的な方向性」との関係					
						進捗状況					課題	改善策・今後の方向性	中長期的かつ世界的な視野	環境・社会・経済の統合的向上に資する4つの観点		
						取組指標	実績 (取組指標に対する結果)	評価						外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応
72	「みどりの風を感じる大都市・大阪」の推進	継続	(目的) 都市魅力の向上につなげる都市緑化を一層推進するため、部局連携による取組みを進め、みどり豊かな魅力あふれる大阪の実現を図ること。 (内容) 民間事業者や地域住民が取り組む、緑化空間の整備を市町村との連携や民間寄附の活用を図りながら、取り組みました。 (主な事業) ・「みどりの風」推進事業(活動助成) 地域の緑化活動団体等が行う活動に対し助成しました。 ・「地域緑化推進事業」 住民等が協働して行う植栽活動に対し、緑化樹を配付しました。 ・「良好な緑陰づくり支援事業」 接道部で民間事業者が行う高木緑化に対する経費を補助しました。 ・「みどりの風の道形成事業」 みどりの風促進区域(※)で企業等が行う緑化に対し、植栽の経費等を補助しました。 (※)海と山をつなぐみどりの太い軸線の形成をめざし、道路や河川などの公共空間と沿線民有地の一体的な緑化を進めるため、12路線を指定した区域。 ・「みどりの空間づくり事業」 交差点の歩道部等の公共空間で、緑化整備と併せてベンチ等を設置し、みどりの空間を整備しました。 ・マイツリー事業 府が管理する道路で、寄付者のメッセージ板を添えた樹木を植栽しました。	11 13 14 17	6,836	・みどりの風推進事業(活動助成) 8件 ・地域緑化推進事業 2,500本配付 ・みどりの風の道形成事業 3地区 ・良好な緑陰づくり支援事業 10箇所 ・みどりの空間づくり事業 1箇所 ・マイツリー事業 50本植栽	・みどりの風推進事業(活動助成) 0件 ・地域緑化推進事業 1900本配付 ・良好な緑陰づくり支援事業 2箇所 ・みどりの風の道形成事業 2地区 ・みどりの空間づくり事業 1箇所 ・マイツリー事業 46本植栽	☆☆	府HP及び各種関係団体 業界紙などで事業PRを実施しましたが、応募件数が想定より少なかったです。 2021年度は、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策を講じた上で、実施。	府HPにより事業内容の周知を行うだけでなく、市町村との連携により広く周知を図るほか、不動産開発事業者、マンションなお、計3地区において、新たな民間団体等を訪問すること等により、事業内容を周知して応募件数の増加をめざします。併せて、「大阪府都市樹木再生指針(案)」に基づき、グリーンインフラの導入を進め、質の高い緑化空間の確保をめざします。				○	◎	
73	アドプトフォレスト制度による企業の森づくり	継続	(目的) 企業やNPO法人等の参画により、放置された人工林や竹林等荒廃した森林を整えることで、地球温暖化防止や生物多様性の保全等に資すること。 (内容) 大阪府が、事業者等の要望を聞きながら、活動地や活動内容等の提案を行い、活動地となる市町村や大阪府、事業者等の中で、活動内容や役割分担等を含む協定を結びました。その上で、事業者等は対象地域で間伐や植樹、下草刈りなどの森づくり活動を行いました。 府は、協定を結ぶ際の調印式の実施や、長期の活動を実施する事業者等への感謝状贈呈式等により、事業者等の新規参画や意欲向上を図りました。	15 17	一	・協定を結ぶ際の調印式、長期の活動を実施する事業者への感謝状贈呈式の実施【参考】2020年度現在 ・全体の活動地区数 36ヶ所 ・全体の参加団体数 40団体	・新規参加事業者4社 ・活動地追加4ヶ所 ・協定更新事業者6社	☆☆☆	新たに4社と協定を締結し、かつ、2021年度に協定期間の満期を迎える6社の協定を更新することで、活動の促進ができました。	事業者の参加の支援および参加事業者の活動継続・自立性の確保に努めます。	○			○	○	
74	森林環境譲与税を活用した市町村の森林整備・木材利用に対する技術的支援等	一部新規	(目的) 国の森林環境譲与税を活用した市町村の森林整備及び木材利用が円滑かつ確実に実施できるよう、府が市町村を支援すること。 (内容) 市町村に対し、森林整備に関する技術的支援や、木材利用を実施するために必要な情報提供、助言・指導を行いました。森林整備に関する技術的支援においては、取得した航空レーザー計測データ等を活用し、森林の現況データの整理と共有を実施しました。また、木材利用への支援に関しては、府内産木材(国産木材の一部利用も可)を活用して府有施設の内装木質化を実施することにより、市町村が事業検討・実施時に参考となるモデル事例を示しました。	12 13 15	129,991	森林環境譲与税で森林整備を実施した市町村数 【参考】2019年度実績 9市町村	森林環境譲与税で森林整備を実施した市町村数 2021年度実績 13市町村	☆☆☆	市町村への支援により、森林整備に取り組み市町村が増え、13市町村で森林整備が実施されました。	引き続き、市町村の相談窓口を設置するとともに、森林整備の技術的支援や木材利用に関する研修などを進めて、市町村の木材利用の支援に努めます。	○	◎		○	◎	
75	都市緑化を活用した暑熱対策事業	継続	(目的) 多くの人が屋外で暑くても待たざるを得ないバス停等の駅前広場などにおいて、暑熱環境の改善を図ること。 (内容) 市町村や鉄道・バス事業者などが行う植樹等による緑化及び微細ミスト発生器などの暑熱環境改善設備の設置に対して助成しました。	11 13 15	198,498	市町村や鉄道・バス事業者などに対する補助 【参考】2020～2023年度で、150～200箇所の補助	実施箇所 ・合計20箇所	☆☆	公共交通事業者、市町村担当課などに対して事業PRを実施しましたが、応募件数が想定より少なかったです。	引き続き、府HP等により事業内容の周知を図るとともに、市町村担当課のほか、バス事業者等の関連団体を訪問し、事業内容を周知します。また、市町村窓口を通じて市町村関係課にも事業の周知を呼びかけするなど、市町村及び公共交通事業者等に広く周知を図ることで、応募件数の増加をめざします。	○	○		◎	◎	
76	建築物におけるヒートアイランド対策の促進	継続	(目的) 優れたヒートアイランド対策の取組みをした建築主及び設計者を顕彰し、建築物におけるヒートアイランド対策を促進すること。 (内容) 府内の大規模な建築物(延べ面積2,000㎡以上)の新築等にあたり特に優れたヒートアイランド対策の取組みをした建築主及び設計者を対象として、2019年度に「おおさかストッパ温暖化賞(2021年度から)「おおさか気候変動対策賞」に名称変更)に創設した特別賞(愛称:「涼」デザイン建築賞)を公募により実施しました。	7 9 11 13 14	一	・おおさかストッパ温暖化賞特別賞の実施	・おおさか気候変動対策特別賞を実施し、特別賞5作品の選定を行い、表彰式、HPの公表により広く府民へ周知	☆☆☆	優れたヒートアイランド対策の取組みをした建築主及び設計者を顕彰し、建築物におけるヒートアイランド対策を促進しました。	引き続き実施し、ヒートアイランド対策のさらなる促進をめざします。	○	○		○	○	
77	府道緑化事業	継続	(目的) 都市の景観形成や環境改善等多様な役割を果たす街路樹を、適切に維持管理を行い、安全安心で魅力的な道路環境整備を推進すること。 (内容) 倒木にくい樹種への更新や樹木が健全に生育できる基盤づくりを行うことにより、地域に親しまれる緑陰づくり、安全安心で魅力的な街路樹空間の形成を行いました。また、定期的な点検を行うことで、倒木や枝折れの発生を予防し、良好な道路環境の創出を図りました。	11 13 15	808,181	・街路樹の更新・補植 高木:266本 低木:16,386本	・街路樹の更新・補植 高木:204本 低木:6,621本	☆☆	樹木点検・除草等の維持管理作業と合わせ、必要箇所の街路樹更新を実施し、適切な道路環境の維持管理を実施しました。	2020年3月作成の都市樹木再生指針(案)に基づき、老朽化・大木化した街路樹を中心に根上がり等の通行支障となる街路樹等の更新を継続して進めます。		○			○	

No.	施策事業名	事業継続性	目的・内容	関連するSDGsゴール	令和3年度決算額(千円)	令和3年度の取組み			自己点検・評価課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画の「施策の基本的な方向性」との関係				
						進捗状況					中長期的かつ世界的な視野	環境・社会・経済の統合的向上に資する4つの観点			
						取組指標	実績(取組指標に対する結果)	評価				外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
78	美しい景観づくり推進事業	継続	(目的) 「大阪府景観計画」等による適切な規制誘導の実施や、景観資源の発掘及び情報発信等を通じて、良好な景観形成を図ること。 (内容) 「大阪府景観計画」等による適切な規制誘導を実施し、良好な景観形成を図りました。 また、府民・事業者・行政による「大阪美しい景観づくり推進会議」の実施、地域の優れた景観資源の発掘・情報発信、景観上優れた建物等を表彰する「大阪都市景観建築賞」の実施などを通じて、府民等の景観に対する関心づくりに取り組み、良好な景観形成につなげました。	11	141	・「大阪美しい景観づくり推進会議」の開催 1回 ・「大阪都市景観建築賞」の実施	・2022年3月に「大阪美しい景観づくり推進会議」の総会を畫面開催 ・「大阪都市景観建築賞」を実施	☆☆☆	年度当初に予定していた内容を実施し、景観に対する意識の醸成を図りました。	今後も引き続き、取組みを継続します。					◎
79	ビュースポットおおさか発掘・発信プロジェクト	継続	(目的) 世界に誇れる大阪の魅力ある景観、きらりと光る個性豊かで多彩な大阪の景観を美しく眺めることのできる場所(ビュースポット)を一般からの募集により発掘し、「ビュースポットおおさか」として選定したものを発信していくことで、府民・事業者・来訪者の景観に対する関心を高め、府域全体の良好な景観形成を推進すること。 (内容) 一般からの募集により、優れた景観を眺めることのできる場所(ビュースポット)を発掘し、「ビュースポットおおさか」として選定したものを発信するとともに、選定したビュースポットを活用した「モバイル景観クイズラリー」を継続的に実施し、スポットに立ち寄り、景観を楽しんでいただける取組みにより、府民の景観への関心を高め、良好な景観形成につなげました。	11	—	・「第3回 ビュースポットおおさか」の実施 ・「ビュースポットおおさか モバイルクイズラリー」の実施	・2022年1月から府民からの募集を開始 ・ビュースポット景観フォトラリーを実施	☆☆☆	年度当初に予定していた内容を実施し、景観に対する意識の醸成を図りました。	今後も引き続き、取組みをを継続します。					◎
80	指定文化財等の保全・活用と次世代への継承	継続	(目的) 大阪府の誇る指定文化財等の貴重な文化遺産を適切に保存・活用するとともに、これを確実に次世代に継承することによって、郷土への誇りや伝統・文化を尊重する心を育むこと。 (内容) 大阪府内に所在する各種文化財の把握に努め、特に価値が高いものについては、文化財指定等による保存の措置を講じました。 また永くこれを伝えていくため、必要な修理や防災設備の新設・点検・改修等が滞りなく進められるよう、専門的見地からの技術的支援を行うとともに、必要な場合は補助事業として財政的支援を行いました。	11	11,928	・文化財指定、登録の推進 ・文化財保存修理等の補助	・文化財指定、登録の推進(新指定等29件) ・文化財保存修理等の補助事業実施(20件)	☆☆☆☆	文化財指定、登録では想定を大きく上回る成果を得ることができました。補助事業についても想定以上の成果を得ました。	引き続き指定、登録を推進し、修理等の補助事業を実施することにより、文化財の保存に努めます。	○				◎
81	環境影響評価制度	継続	(目的) 環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき環境アセスメント手続を行うことにより、大規模事業に係る環境保全について、適正な配慮がなされることを確保すること。 (内容) 学識経験者により構成される環境影響評価審査会の調査審議が円滑に行われるよう事務局として同審査会を適切に運営しました。また、環境影響評価条例等の対象事業について、環境影響評価図書の作成を指導するとともに、事後調査報告書の提出を受けて対象事業の実施による環境影響及び環境保全対策の履行状況を確認し、必要に応じ事業者に環境保全についての措置を講じるよう求めました。	3 6 8 9 11 12 14 15	924	・環境配慮の事前検討やわかりやすい環境影響評価図書の作成等に関する事業者への適切な指導 【参考】2019年度実績 ・計画段階環境配慮書の審査 1事業 ・環境影響評価方法書の審査 1事業 ・事後調査報告書の縦覧 4事業	環境配慮の事前検討やわかりやすい環境影響評価図書の作成等に関する事業者への適切な指導 ・環境影響評価方法書の審査 3事業 ・事後調査報告書の縦覧 4事業	☆☆☆	事業者が作成するアセスメント図書等について、事前に指導を行いわかりやすい図書になるよう適切に指導するとともに、縦覧を行いました。	今後も引き続き、わかりやすいアセスメント図書を作成するよう事業者に対し指導するとともに準備書等の審査を適切に行います。	○	◎	○	○	○
82	関西広域連合における広域的な環境保全対策の推進(広域環境保全)	継続	(目的) 関西広域連合での温室効果ガス削減のための取組みや府県を越えた鳥獣保護管理の取組み等の広域的な環境保全の対策を推進すること。 (内容) 地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西をめざすため、「低炭素社会づくりの推進」、「自然共生型社会づくりの推進」、「循環型社会づくりの推進」、「持続可能な社会を担う人育ての推進」の取組みを実施しました。	4 6 7 8 11 12 13 14 15 17	14,586	広域環境保全計画に基づき、下記分野について取組みを進める。 (低炭素社会づくりの推進) ・住民・事業者啓発 ・次世代自動車普及促進 ・再生可能エネルギーの導入促進 (自然共生型社会づくりの推進) ・生物多様性に関する情報の共有及び流域での取組による生態系サービスの維持・向上 ・関西地域カワフ広域管理計画の推進 ・広域連携による鳥獣被害対策の推進(循環型社会づくりの推進) ・3R等の統一取組の展開(持続可能な社会を担う人育ての推進) ・人材育成施策の広域展開	広域環境保全計画に基づき、下記分野について取組みを進めました。 (低炭素社会づくりの推進) ・住民・事業者啓発 ・次世代自動車普及促進 ・再生可能エネルギーの導入促進 (自然共生型社会づくりの推進) ・生物多様性に関する情報の共有及び流域での取組による生態系サービスの維持・向上 ・関西地域カワフ広域管理計画の推進 ・広域連携による鳥獣被害対策の推進(循環型社会づくりの推進) ・3R等の統一取組の展開 (持続可能な社会を担う人育ての推進) ・人材育成施策の広域展開	☆☆☆	概ね計画通り、各分野における広域的な取組みが進められました。	引き続き、広域環境保全計画に基づき、各取組みを推進していきます。	○	○	◎	◎	○